
◎開議の宣告

○議長 本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は5名であります。

発言順位により発言を許します。

第1順位の鈴木幸廣君は質問席にお着きください。

3番鈴木幸廣君。

第1順位、鈴木幸廣君。

(3番 鈴木幸廣君 登壇)

○3番 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成29年3月議会定例会の一般質問のトップバッターとして質問させていただきます。

それでは、議長宛て通告のとおり質問いたします。

大項目1、職員の労働負荷の軽減について。

1番、長時間労働と残業の是正。

日本政府は、人口や労働力人口が減少している中で、長時間労働、残業などの悪しき習慣が日本経済の足を引っ張って生産性低下の原因になっていると考え、最近、働き方改革に積極的な動きを見せています。

本町においては、12月議会定例会の補正予算の一般管理費で1,400万円の人件費を増額しました。これは、各事業やイベントが重なり、職員の残業や休日出勤がふえたことが原因で

あったとのことであります。

本年の町報 2 月号では、時間外勤務手当の実績が、平成26年では約3,900万円、また27年では約5,000万円でありました。1人当たりの平均支給額も20万円から27万円となっております。この数値から見ると、1カ月分の時間外労働になると考えられます。

町当局は、職員の残業がどの程度行われているのか把握しているのでしょうか。一般的な職員は月何時間の残業をしているのでしょうか。また、職員のヘルスケアやメンタルケアの面でどのような対策を行っているのか伺います。長時間労働、残業時間の短縮など、どのような対策を今後実施していくのか、あわせて伺います。

2番、今後予定される重要事業の取り組み。

今後、公立置賜総合病院周辺の整備及び川西町庁舎整備といった重要事業が予定されています。これらの事業は早急に実施しなければならない事業であり、業務量の増大は目に見えています。限られた時間での成果が問われる事業であることから、労働負荷が重くなると考えますが、労働負荷の低減や労働効率の対策は整っているのでしょうか。

大項目 2 番、森のマルシェの状況について。

1、経営目標の達成状況。

町民が期待した森のマルシェが昨年5月に開業し、あと2カ月で1年を迎えようとしています。目標としている来店者数や売り上げなどはどのような状況になっているのか伺います。

高い付加価値のある商品開発はどの程度進んでいるのですか。町民や観光客が集える場となっているのでしょうか。また、出荷者やお客様の満足度はどの程度なのでしょうか。あわせて伺います。

2番、集客の対応。

町内外のお客様へのPRやイベント情報の発信はどのような状況でしょうか。また、観光でダリヤ園を訪れた方への周知はどのように行っているのでしょうか。案内板の設置はしているのでしょうか。品数はどうですか。特に、野菜は午前中になくなると聞いていますが、補充はできているのでしょうか。集客イベントの数はどの程度実施しているのでしょうか。これらをあわせて伺います。

3番、ふるさと納税の返礼品。

ふるさと納税の額が格段とふえ、返礼品の報償費も、12月議会定例会で1,000万円増額補正を行いました。これは寄附額に応じた返礼品が充実した結果と捉えますが、森のマルシェオリジナルのふるさと返礼品はあるのでしょうか。農作物の一次産品は、季節によって違い

はあると思いますが、返礼品に加えることはできないのでしょうか。

森のマルシェの状況についての質問については、平成27年度議会よりの政策提言に対する進捗状況で一旦説明を受けておりますが、再度伺い、壇上からの質問といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木幸廣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、長時間労働、残業の是正についてであります。職員の残業につきましては、所属課長等の時間外勤務命令に基づき行われており、総務課において毎月その実績を集約する形で職員全体の状況を把握しております。

ご質問にありました平成27年度の時間外勤務の状況につきましては、職員1人当たりの手当額が年間27万円、時間外勤務が年間115時間、月平均では9.6時間となったものであります。

一方、職員のヘルスケアやメンタルケアの対策につきましては、労働安全衛生法に基づく衛生委員会を庁内に設置し、産業医の意見を踏まえながら、職員の健康保持増進対策を推進しております。全職員を対象とした一般健康診断、その結果に基づく健康相談や再検査等の勧奨はもとより、運動習慣の定着を図るため、ウォーキング等の健康推進事業にも取り組んでおります。

また、近年、メンタル面での健康管理が重要視されていることから、メンタルヘルスに係る職員研修を毎年実施しております。今年度からは、メンタルヘルス不調のリスク軽減を目的としたストレスチェックを導入しており、高ストレスと診断され、希望する職員については、医師からの面接指導を行っております。

長時間労働、残業時間の短縮対策につきましては、以前から毎週水曜日と給与支給日をノー残業デーに設定し、定時帰庁を促す取り組みを行うとともに、事務事業の見直しにより業務の効率化等を図ってまいりました。今後はこれらの取り組みを継続、強化していきたいと考えております。

加えて、国では一億総活躍社会実現に向け、働き方改革の実行計画の審議を進めております。これは、長時間労働を是正し、テレワークなどの柔軟な働き方や、子育て、介護と仕事の両立等を可能とする取り組みを行うことで、生産性の向上と同時に、ライフ・ワーク・バランスの実現を図るものでありますので、審議結果を踏まえた取り組みについて、今後検討していきたいと考えております。

次に、今後予想される重要事業の取り組みについてであります。ご質問にもありました2つの重要事業につきましては、今年度から検討作業等に着手しており、公立置賜総合病院周辺整備は平成33年までの整備を、庁舎整備は平成32年度の工事完成を目指すものであり、両事業とも限られた期間において多くの業務量が見込まれるものであります。

川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略のリーディングプロジェクトである公立置賜総合病院周辺整備につきましては、平成28年度の組織改編において、未来創造室が事業を所管し、推進する体制を整備しております。

一方、庁舎整備につきましては、現在、未来づくり課において所管しておりますが、事業を集中して推進する組織が必要と考えますので、来年度以降の推進体制について、現在検討しているところであります。

また、両事業ともそれぞれ庁内プロジェクトチームを設置し、一部業務を分担することにより、担当部署への業務の集中を緩和するとともに、多くの職員が事業に参加する体制を整備しております。今後、重要事業の進捗により、必要な人員等も変わっていくことが想定されますので、町全体の事務事業を見直す中で、効率化等に努めるとともに、重要事業の取り組み状況に応じた体制整備を行いながら、職員の労働負荷を調整するとともに、着実な事業推進を図っていきたいと考えております。

次に、経営目標の達成状況についてであります。昨年5月14日に開店してからことし2月末までの来店者数は約7万3,000人、売り上げは約7,200万円で、出荷登録者数は166人との報告を受けております。来店者数につきましては、直売所のレジ及びレストラン券売機の購入者数でありますので、実際に足を運ばれた方はこの2倍以上と考えられます。

開店してから9カ月半の実績であり、経営目標との単純な比較はできませんが、年間を通じれば、売り上げ目標1億4,000万円のおおむね7割程度の売り上げになるのではと推測されます。また、売り上げのうち約4,300万円が出荷者へ還元されており、6次産業化の本来目的である所得の向上という面では一定の成果が上がっているものと考えております。

高い付加価値のある商品開発につきましては、これまで6次産業推進アドバイザーの指導をいただきながら進めてまいりました。かわにし森のマルシェのオープンに合わせ、店舗のイメージに合わせた商品の改良や、パッケージデザイン、商品のネーミング等についても個別に指導を行い、新商品として販売を行っております。また、店舗内における商品ディスプレイや商品紹介のパンフレットの作成指導等も行っておりますが、これらの取り組みは、時期や客層に合わせて順次更新していくべきものと考えております。

町民や観光客が集える場となっているかにつきましては、レストランが食事だけにとどまらず休憩スペースとして活用されていると認識しており、春から秋の期間にはテラススペースを無料休憩スペースとして開放し、多くの方に利用いただいております。特に、町外の方には買い物やトイレ休憩、町内の観光施設の情報提供など、道の駅のような利用がなされていると思っております。

出荷者やお客様の満足度につきましては、それぞれの立場から要望をいただいております。出荷者からは、販売イベントの強化や事前周知の徹底などに対する要望をいただいております。また、お客様からは、特に農産物のさらなる充実について要望をいただいております。今後の課題と認識しております。施設面においては、店舗の明るさ、イメージ、清潔感など、よい評価をいただいていると思っております。

次に、集客の対応についてであります。店内において商品の特徴などを積極的に紹介するポップ表示を行っているほか、イベントの情報は店内掲示やチラシの配布等を行っております。また、平日は連日フェイスブックによって、商品の特徴やこだわりの製造方法などの情報とイベントの告知を行っております。

ダリヤ園を訪れた方への周知につきましては、ダリヤ園と連携し、相互にそれぞれの施設の案内を行うとともに、町内を回遊していただけるよう、お客様の案内と誘導に努めており、特に町外の方には大きなPR効果があったと考えております。

案内看板の設置につきましては、森のマルシェ敷地内2カ所に自家広告物としての看板を設置しておりますが、敷地以外には山形県屋外広告物条例に基づく許可手続が必要なこともあり、いまだ設置しておりません。

品数につきましては、出荷者から出荷計画に基づいて農産物の出荷をいただいておりますが、品目によっては生産者が限られており、午前中のうちに売り切れてしまう場合があります。出荷者には1日4回、出荷品の販売状況をメールでお知らせして補充を促すとともに、早い時間帯での売り切れ商品につきましては、電話連絡で追加の出荷もお願いしております。

現在、次年度の出荷計画を集約しているところでありますが、消費者の需要の高い農産物への作付誘導のため、町あるいは農業再生協議会を通じて生産資材や機械設備等の支援を図り、安定的な出荷、生産者の所得向上につながる取り組みを強化していきたいと考えております。

集客イベントにつきましては、これまで10月に2日間、マルシェ感謝祭及び1月に2日間、

新春初売りのイベントを開催したほか、置賜農業高等学校の生徒による置農ショップを毎月1回開催しておりますが、より多くのお客様に足を運んでいただけるよう、企画力を高め、話題性を持った催しを展開するよう促してまいります。

なお、直売所におけるイベントは、回数の多寡よりも、その内容が重要であると考えておりますので、お客様と生産者がフェイス・トゥ・フェイスでやりとりができ、商品の魅力を伝えることができる催しなどを継続して開催するよう働きかけてまいります。

次に、ふるさと納税の返礼品についてであります。森のマルシェオリジナルの返礼品は現在のところ準備されてはおりません。現在登録されている返礼品は、米沢牛、地酒、米、切り餅、菓子、宿泊券など、各事業者が工夫を凝らした多岐にわたる返礼品が準備されております。

農産物は時期によって生産物が大きく変動することや、ふるさと寄附の申し込みが集中する11月から12月までの間は収穫物が限定されることから、生鮮野菜では難しい面があると思われませんが、四季に合わせて分割した返礼品や安定的な返礼品として、新米と漬物、新酒と惣菜のセットなど、マルシェの販売品で組み合わせることが可能なものは十分準備できると思いますので、今後、具体的検討を促していきたいと考えております。

以上、鈴木幸廣議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 大変ありがとうございました。

それでは、大項目1のほうから順次、一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず初めに、残業のほうの是正の関係でございますが、今のところ、政府のほうで月の残業時間、厚生労働省だと45時間程度ということで、あと、繁忙期が80から100なんていうことになっておりますが、この80から100は公序良俗違反ということで司法判断もなされておるんですが、町のほうでは残業時間の上限というのは設定なされているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

明確な上限の設定については規定をしておりませんが、ただいま質問いただきましたような基準に呼応しながら、時間外の縮減に取り組むよう是正を各管理職に促している状況でございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 それから、今上限を大体設けるといことなので安心しましたが、答弁書を見ますと、時間外の労働時間については年間115時間で、月平均が約10時間というようなことですので、そんなに心配したものではないかなと考えておりますが、それでちょっとお伺いしたいんですが、時間外労働の集中する部署というか課、何か特定の課だけに集中するというようなことはあるんでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、27年度のご質問の時系列でございますので、27年度で答えをいたしますと、当時、総合計画の策定、あるいは60周年という時間を限った中での業務の増加がございまして、そういうセクションについては想定を超えるといいますか、時間外があったというふうに認識をしております。

また、恒常的な中身としても、一部産業振興系のセクションであったり、部分的に時間外の量が多い業務もあるというふうに認識をしております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 今お聞きすると、イベントがちょっと重なると、担当している課が時間外がふえるということなんですが、この担当課の中でも、その分野、分野でまた違うと思うんですが、個人に残業時間が集中しているというようなことはないですね。その辺ちょっとお伺いします。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

それぞれグループ制をとっておりますので、グループ制としての処理ということになるわけですが、その中では、グループ内で業務量がふえるというケースもございまして、一概に全くないというふうにお答えするものではございません。

以上であります。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 やっぱ個人に集中したりすると、いわゆるこの働き方改革なんですが、2015年12月に電通職員の高橋まつりさんがお亡くなりになられたというようなことで始まったように記憶をしているんですが、答弁書の中でも、ヘルスケアとかメンタルケアを大事にやっていたということなんですけれども、やっぱりメンタル的な面が非常に強い負荷がかかってくると、どうしても職員の皆さんが悩みが多くなって、それこそ病気になるようなこと

も考えられますので、この辺、もう一回、先ほど答弁書にあったんですが、町で誰か相談してくださるような方とか相談するような窓口というのは、実際にあるんでしょうか。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 メンタルヘルスの関係については、先ほど答弁、町長がさせていただきましたように、衛生委員会という組織がございまして、その中で課題化された内容について議論するわけでありましたが、そういった場面での協議が一つ、あとは、それぞれの所管の課がございまして、所管の課長を通じて、私ども総務課のほうに状況などの情報提供をいただきながら、その内容について調整、整理をしていると、そういう仕組みをとっております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 町報の2月号でも、欠勤なされている方の情報も幾つか載っておったんですが、こういったメンタル面でちょっと病んでいらっしやって、役場を長期にわたって休んでいらっしやるというような方はいらっしやいますか。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 ご指摘のメンタル疾患によります病休措置としてお休みになっている方は数名ございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 本当に電通の職員の方が痛ましいことで亡くなられたというのを教訓にして、我が町でも、そういったメンタル的な面で病むような職員が出ないことを祈っておりますが、十分な対応をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、いわゆるサービス残業とか、家庭への持ち帰りの残業と言ったらいいんでしょうか、そういったことはありますか、ないですか。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 かつてそのような状況があったと認識しておりますが、その是正に向けて周知徹底を図っているところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 サービス残業は、当然この時間ですと、多分報告が逆に職員のほうからなされていないというようなことも考えられるんですが、ぜひサービス残業とか持ち帰りの仕事なんかをなくしていただきたいように、再度お願いしたいと思います。

それから、12月の定例会のときに、人件費というか、1,400万円ほど増額補正をしたんですが、予算書の給与費明細表なんかを見ますと、平成26年の当初で、時間外労働に対しての

予算が2,880万、実績が3,900万、27年度については当初で3,450万、実績が約5,000万、平成28年度については4,000万、実績が4,850万、これは2月末ですが、大体年を通して1,000万ほど多くなっているということで、労働時間というか、残業時間を減らせばこういった人件費の支出も抑えられると思うんですけども、こういった点に取り組むのか取り組まないのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 ただいまの件につきましては、先ほどの質問の②でありましたように、近々想定される重要事業等これから重なってまいります。そういった状況もございますので、今ご指摘のような方向で進めたいわけでございますが、あわせて、事業の推進なども考慮しながら、事業の見直し、あるいは組織体制の見直し等も図って進めてまいりたいと考えております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 今、28年度の当初と実績、2月まで申し上げましたが、今回の予算書を見ますと、29年の当初で、時間外労働の大体の予算というのは2,550万というようなあらし方でしたが、昨年、28年と比べると大分当初が少なくなっておるんですが、これは課長、町長おっしゃるように、改革を進めていって減額にしているのか、それとも何らかの理由があって1,000万ほど安くなっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 鈴木議員から、時間外の圧縮を図るよというご質問がありましたので、29年度の予算はそのような措置にしたということですが、現場からすれば、さまざまな業務が拡大しておりまして、ある程度の時間外の枠を確保してほしいという要望はありましたが、29年度当初予算を編成するに当たっては、財源等の措置がなかなか難しいところもありましたので、まず最初は状況を見させていただきながら時間外の圧縮も図るという予算計上をさせていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。

私、現場ずっと見ているわけではないんですが、例えばダリヤ園がオープンすると、8月、9月、10月と、ダリヤ園のオープン中は、土日、休日がイベントの集中するわけです。月曜日から金曜日で働いて、土日が集中するということになりますので、そういう意味では時間外、休日出勤もふえると。それをカバーする意味では、例えば代休をとるといような形で消化してほしいという職員には話はしますが、現実的に書き入れどきにやはり仕事を休むというのはなかなか難しいという現況もあります。

あわせて、産業振興課であったり、特に農林分野であったり健康福祉であったり、教育総

務であったり、国からさまざまな国・県を通して調査物もあつたり、またルールが変わればその都度要綱を変更しながら、また町民の皆さんに接しなければならないということなどもふえておりまして、ルーチンワーク的な業務が煩雑になってきているというのが現実です。

あわせてでありますけれども、福祉関係などを見ますと、高齢化が進んでおりまして、お一人の方が1回の面談では解決できないようなことが複雑多岐にわたっておりまして、2回、3回、さらには自宅を訪問しながら調査業務をするというような、そういった組み合わせでその方を支えるというようなことになっておりまして、そういった意味では、全体の業務量を改善しましょうといっても、やはり人との関係でありますので、そういう意味でのストレスも含め、時間が膨大に消費されているという現実でございます。それをどういうふうに改革していくのかということ、私も年頭で、訓示の中で言いましたけれども、やはり働き方を改善していかなければいけないと。

あともう一つは、やっぱり職員一人一人のスキルを上げていく、技量を上げていくと。部署が変わっても、自分は全然ゼロのところから、新しい分野に異動になったとしても、1カ月、2カ月で読み込んで、業務が遂行できるぐらいのスキルをみんな一人一人上げていかなければ、時間はどんどん過ぎていって、業務は残っていくということになってまいりますので、そういった意味での働き方改革、一人一人自覚をしていかなければいけないという訓示もさせていただいたところでございます。

まだまだ成果が上がる状況ではございませんが、職員一人一人の現場に寄り添いながら、指導監督を進めてまいりたいと考えております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 今、各個人が異動になっても、短時間で技術なりを習得するというような町長のお話でしたが、私は人事にあれこれ言うつもりはないんですが、専門的な知識を有する部署がありますよね。例えば建設系なんかはそうだと思うんですが、そういった建設系で技術を持った職員を一般的な業務のところに置いていて、例えばまるきり建設系のことがわからないような職員を建設系の職場に異動させて、なかなかいろいろな設計業務とか検査業務とかもあると思うんですけれども、専門的な知識が有するところに配置をすれば、おのずとやっぱり調べたり上司から聞いたりするので時間がかかって、大変やっぱりそういったことも時間がだんだん長くなるような考えがあるんですけれども、特に建設系の職員が一般的な部署に配置されているということがあつたり、そういった職員、技術を持ったスキルの高い職員を建設系に戻すというような考えはありますでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今、職員の数がそれこそこの10年の中で50人ほど減っておりますので、やっぱり業務がふえているのに職員をやっぱり減らしてきたという、人件費を圧縮してこざるを得なかったという現実があります。

そういう中で、退職に合わせて、例えば5人退職されれば3人補充というような形で進めてきた経過がございます。いろいろ部署で専門的な知識、技量を必要とする現場もありまして、今、建設系という部分もございましたけれども、スペシャリストを育てていくということがやっぱり大事だというふうには思います。

ただ、一方では、役場職員でありますので、4月から新採職員が来ますけれども、その職員に言いました。結婚届を出して、妊娠して赤ちゃんが生まれて、そして70、80になって福祉や介護にお世話になったり、また教育とか、また水道とか除雪とか、いろいろな分野に川西町役場は対応していかなければいけない。スペシャリストも必要ですけども、ジェネラルのマネジメントができる、さまざまな業務に精通する人間もやっぱり育てていかなければいけないという、この2つ相反してございまして、人材の育成という観点からすれば、若手職員には複数の職場を経験させるようなことも心がけていきたいところでございます。

これをずっと続けていくわけにはいきませんので、30代、40代ぐらいになれば、適正な業務、自分の合った、それこそ能力が発揮できるような見きわめをしながら、やっぱり専門的な技量を育てていくということも必要だなというふうに思っております、そういった配慮をしながら取り組んでいきたいと思っております。

地域整備課現場からは、やっぱり技術職、専門職を育ててほしいという要望はいただいておりますし、先進的にそういう職員を採用してきた経過があります。その部分についてもやっぱり5年、10年ではなかなか能力が高まるわけではありませんけれども、それを継続することによって、力が発揮できるような職員を育てていきたい。これは何も地域整備課だけではなくて、例えば健康福祉の分野なんか、介護とか、あとは障害者福祉とか高齢者福祉とかという部分なんかについても専門的な知識が求められておりますので、そういった部分についても十分配慮していきたいと思っております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 これ、きのうの山形新聞だったかどうか、ちょっと切り抜いてきたんですが、県の企業局のほうで、技術向上を狙い、学校を何かつくるというようなことで、17年度に、市町村の職員の、技術的な職員が不足しているということで、水道用水供給を手がける職員なんか

の水道経営スクールを開催したいなんていうことで載っておったようなんですが、こういったことも利用して、何とか技術系の職員を育てていただいて、一般的な職員が建設系に行って、戸惑って時間がさらに長くなるというようなことをちょっと解消していただければ、人件費の抑制にもなるのではないかと考えておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと参考までにですが、2月24日金曜日、向こうのほうではプレミアムフライデーとかということで実施をなされておるようですが、このプレミアムフライデーの考え方について、町長はどのようなご所見をお持ちなのか伺っておきたいと思ひます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 プレミアムフライデー、3時以降退社して自由な時間を持つということで、我々からすれば、ワーク・ライフ・バランスということになるわけでありまますから、家庭に帰ったり、自分の楽しみの時間を持ちながら有効に活用するということになるわけでありまますけれども、私たちのところにも、県を通しながら、経団連の会長さんのプレミアムフライデーの協力をという要請も見させていただきました。

私、ちょうど東京へ出張中でありましたので、国の皆さんの話もお聞きしました。基本的にはできるだけ協力しようということで、東京のほうでは消費拡大のほうに走っておりまして、何か3時に来れば割安なビールが出ますとか、消費還元みたいなのが、喚起といひまますかね、そういったところがあつて、それはそれでいいんでしょうけれども、もう一つは、やっぱり働き方改革という観点からすれば、自分の趣味の時間、また家庭の時間、充実する時間を持つということの趣旨が必要なのではないかなというふうに思ひました。私の率直な感想です。

県のほうから出てきた話は、そういった文書は来ましたけれども、県はこういった通達がありますが、5時まで粛々と業務を執行しますというふうにありましたので、町としてそれを超えるようなことはなかなかしづらいという環境でございまして、私も留守をしておりましたので、県なり他の市町の取り組みなども勉強させていただきながら、一つでも余裕のある生活をして、そこでリフレッシュすればまた仕事に力を尽くせるわけでありまますので、そういうめり張りのある機会にするべきかなというふうに思ひておひます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 大変貴重なご意見だったと捉えておひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にですが、今後予想される重要事業の取り組みの中で、来年度以降に推進体制を検討

するということの答弁でございましたが、これは何か、課とか何かそんなものをつくるということなんでしょうか。どういう趣旨なのかちょっと説明をお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 メディカルタウンと庁舎建設については、かなり時間が限られている中で集中して業務に当たらなければなりません。先ほどお話ししたように、通常業務、ルーチン業務がどんどんふえている中で、やっぱり2つも3つもそれに負荷をかけるということは、さらに労働の重圧になってきますので、少し整理をさせていただいて、活動しやすい状況をつくっていく必要があるなと思います。

今回、病院周辺の基本計画、実施計画を策定したり、またCCRCについて集中して計画づくりをしている産業創造室につきましては、その業務に当たる、また企業誘致とか、あとハウス、トマトの施設についての整備を推進するとか、そういった町の課題を集中して取り組んでおります。その部分については、逆に今度ルーチンワーク的なものはありませんので、目標に向かって、それこそ業務を執行できるような体制になっています。

そういったポジションをやはり明確に示しながら取り組んでいくことなのかなと。通常ゴールがあって、さらに負荷をかけるということではなくて、明確な業務遂行ができるような整理をしていきたいなと思っています。

あわせてであります。役場の中だけで、では全部解決できるかということ、やっぱり難しいと。そういう意味では、外からの支援なども仰ぎながら推進をしてまいりたいと考えております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 それでは、今までの長時間労働と残業の是正については終わらせていただいて、次にマルシェのほうに移らせていただきたいと思います。答弁書の中で、6次産業の推進アドバイザーの指導をいただいて進めてきたということで答弁をいただいておりますが、それと、あと、平成27年度の政策提言の進捗状況なんかも読ませていただいて、理解をしておりますが、アドバイザーの先生は今現在どうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 今年度の契約につきましては、上半期だけの契約期間となっております。今のところはアドバイザーでの契約は結んでございません。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 契約が終わったということで、今後、またアドバイザーの先生をお願いするというよ

うな計画はありますでしょうか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 同一人物ではない別の方に、別の視点でアドバイスを受けられればいいのかなという思いで、別途予算を考えてございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 それでは、ちょっとお尋ねしますが、本当に森のマルシェは、町民がどうなるのかなということで、私もそうですが、心配をしておりましたが、答弁書の中だと、まず、まだ2カ月ぐらい、1年間残しているわけですが、売り上げ、今のところで7,200万ということで、1年たてば大体1億4,000万の7割程度の売り上げになるのではないかとということで推測されるというような答弁でしたが、この7割が妥当なものかどうなのかは、ちょっと私もわかりませんが、今後ですが、この目標額、例えば来年から下げる、目標額は目標額として1億4,000万で置いておくのか、実績に合わせた数でやっていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 当初掲げました目標、直売では月1,000万掛ける12、それからデリカ、レストランで2,000万、合わせて1億4,000万という大枠での目標設定をさせていただきました。その目標設定に関しましては、出荷品がどの程度やっぱり出るのかということは、なかなかちょっと見通しづらかったということがございまして、その数字的、生産物の出荷量なりの数字的推計を基にした目標額の設定ではございませんでした。

約10カ月経過をしまして、全体的な冬場は特に落ち込むという予想はしておりましたけれども、やはり推移を見れば、ある程度年間を通した状況が見通すことができますので、この1億4,000万を上げるか下げるかということに関しましては、今のところまだ会社としての方針は決定をしていないというふうに認識をしておりますけれども、今現在の7割程度という部分にあっては、経営的な部分の中では厳しいという状況にあることは否めない状況でございますので、これらの立て直しをしていくという部分の中では、目標を下げずに、高い目標を持って会社経営を進めていただければなという思いを持ってございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 今のあれで、レストランのほうで2,000万円ほどの売り上げということをお聞きしておったんですけれども、何かちょっと聞いてみますと、レストラン部門の人員の入れかえが激しいなどということがちょっと聞いておりますが、その辺の対応はどうかさっておるんで

すか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 当初、調理師免許を持っている、資格を持っている調理師2名がおりましたが、今現在は1名体制。それから、あとはホールスタッフということでのパートの社員が数名いるというような状況でございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 結構出入りが激しいということは、何か原因があると考えべきなのか、その辺の具体的なことは答弁いただけますか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 原因というか、それぞれ個人の自己都合によって退職したいという申し出があったようにお伺いしております。特に原因といったようなものについては、これがおかしいからとかということでの原因が特別あるというふうには思っておりません。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 ならば、ずっといていただいて、立派なものを提供していただきたいと考えますので、その辺も、町のほうの指導で、何とか長続きするようなことでお願いしたいと思っております。

それから、集客のイベントの数でございますが、答弁書では、年間で10月と1月に2日間と、計4日間というような答弁書でしたが、これ少ないですか、多いですか。先ほどの答弁では、数よりも内容があれだということなんですが、どうも集客するようなイベントなのかどうかというのは、ちょっと疑問で仕方がないんですが、その辺どうでしょうか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 これまでやって、10カ月経過をして、答弁にあったとおりの回数でしか主催イベントとしてのイベントはございません。ただ、店直接ではないイベントなどの協力、他社のイベント、タイアップしてということはございました。ただ、マルシェみずからのイベントの数から申せば、私どもといたしましても不足しているなという思いを持ってございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 これは、やっぱり会社での企画というようなことになるかと思いますが、どうもあの辺を車で、私もちよくちよくマルシェにお邪魔するんですが、まず、駐車場はほとんどあいているような状況で、本当に大丈夫かなと、本当に心配しています。

このイベント、月1回ぐらい何かやらないと、本当にお店のほうに来ていただけるのかどうか、本当に心配なので、その辺は会社のほうとちょっと打ち合わせをしていただいて、指導するなり、もうちょっと企画をやって、イベントを開催していただいて、お客さんに来ていただけるような取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

あと、ふるさと納税の返礼品の関係ですが、今のところマルシェオリジナルのものがないというようなことでしたが、ちょくちょくお邪魔してみると、先ほど課長がおっしゃったように、パッケージなんかすごくかわいらしくて、都会受けするようなパッケージでいろいろな果物とか野菜なんかを販売しているようなんですが、町の返礼品を見てみますと、ここに書かれてあるとおり、結構ネクタイでもあれなんです、米沢牛がほぼメインになっているような気がします。

やっぱり肉といえば野菜もとっていただいたりしないと、非常に偏った返礼品になっているような気がするので、高額な返礼品だと、同じ牛肉を6回だかに分けて送っているんですよ。そういったときに、例えば冬場はすき焼きとか、夏場は焼肉とかと、それに野菜を付加するような返礼品の考え方はないのでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ふるさと納税の返礼品につきましてお答えさせていただきます。

ただいまの返礼品の状況につきましては答弁書にあったとおりでございますので、今後の取り組みについてですが、ふるさと納税自体に対する関心が非常に高まっておりますので、私ども今担当しております未来づくり課といたしましても、返礼品の充実をより一層図っていきたいということで、関係機関との協議のほうも進めてございます。

その中には、今回ご質問いただきました森のマルシェも含めて一応協議をさせていただいているところでございますが、このセットのあり方ということも含めて、より一層この詳細を詰めなければいけないという部分もございますが、野菜を出荷できる時期、お送りする時期でありますとかそういった課題等もございますので、先進の事例を見ますと、期間を限定をして、この時期にしか発送できませんというふうな条件を加えながら取り組みをされているような先進事例もございますので、そういった情報収集に努めながら、今後、なお産業振興課と連携を図りながら、返礼品の充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 ぜひお願いしたいと思います。

せんだっても山形新聞のほうに、ふるさと納税の額ということで、4月から12月までの額が載っておりましたが、川西町も10.7倍ほどの金額がふえたということで、年度末見込みで7,000万弱のふるさと納税の金が入ってくるというようなことで、大変うれしく思っておりますが、県内35市町村のうちの28番目だったということで、もうちょっと伸び代があるのかなと考えておりますので、その辺を充実して、森のマルシェオリジナルの返礼品があれば町のPRにもなるし、ましてや町外からおいでになった際には、マルシェのほうにもお立ち寄りしていただけるのかなと考えておりますので、ぜひとも、マルシェオリジナルの返礼品をふるさと納税の返礼品の中に加えていただければありがたいと考えております。よろしく申し上げます。

もう一点ですが、ちょっと後先前後しますが、誘導の看板の設置ですが、これ答弁書の中に、敷地以外は山形県屋外広告物条例に基づく許可手続が必要なこともあり、設置しておりませんとなっておりますが、これ許可の申請とか全然やっていないということなんでしょうか。それとも、おりていないということ、設置する意思がないということなのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 森のマルシェの敷地外の案内につきましては、今のところ答弁申し上げましたとおり設置はしてございません。一般的に、町内の方はもうほとんど認識はしていただいておりますのかなというふうに思っております。それ以外の町外者への誘導ということで、そういった看板が当然、あればあるにこしたことはないのかなというふうに思っておりますけれども、予算的な、財政的な都合とともに、看板以外でのお知らせというか、そういったことに今のところは努めてございます。いずれ幹線道路沿いといったところに設けられればいいのかというような思いを持っておりますけれども、今のところ予定を、今のところするというところでの予定は、今のところはない状況でございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 この看板については、何回も各議員のほうから一般質問等でやっているわけで、今さら予算の措置ができないからということではなくて、もうちょっと前に進むことというのはできないのでしょうか。もう一回質問します。よろしく申し上げます。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 独立した看板でということとはなかなか厳しいかと思っておりますので、既存の看板

に抱き合わせでくっつけるというか、整備するという事は手法的には可能かと思っておりますので、その辺、さまざまな工夫をしてみたいと思います。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 では、前向きな答弁と捉えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3月の定例でトップバッターでしたが、まだちょっと時間が余っているようですが、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 鈴木幸廣君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時29分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

1番伊藤寿郎君。

第2順位、伊藤寿郎君。

(1番 伊藤寿郎君 登壇)

○1番 議長宛てに通告のように、質問いたします。

質問の大項目として、農産品の海外への売り込みについて、「豆のあるまちかわにし」について、人口減少について、空き家適正管理について、以上4項目を質問いたします。

1、農産品の海外への売り込みについて。

農産品の海外への売り込みについて質問いたします。

人口減少社会となった日本国内では、消費の増大ということは限られております。しかし、安全で安心な我が町の農産品を求めている方は、潜在的には世界中に存在すると思っております。

昨年視察に行った兵庫県豊岡市では、JAたじまとの連携により、ブランド米コウノトリ育むお米を米国へ定期的に輸出し、販路拡大とビジネスとしての確立を目指しているとのことでした。

このように、海外とつなぐことができれば、農家の所得もふえ、将来の経営に展望を持つ

ことができるわけですが、言葉の壁、商習慣の違いなど、個人ではなかなか難しい問題もございます。まずは、町長が町の最も優秀なセールスマンとなって売り込みをしていただき、知ってもらうこと、それから輸出について、その手続などの情報提供と支援をしていただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

2番、「豆のあるまちかわにし」について。

当町の特産品の豆について伺います。

昨年、2016年は国際豆年と重なり、当町の定番とも言われる豆に関するイベントや催事が多く、特産品としての宣伝、PR効果は、ほかの自治体にならざるを得ないものだと思います。

豆の中でも、紅大豆に関しては、当町が平成21年10月に登録商標を取得し、大豆の普及に取り組んだ農業者や関係者の今までのご苦勞は、言葉にあらわすことができません。現在ではあちらこちらで紅大豆の表記を見かけるようになり、ちょっとしたブームにさえ感じます。しかし、この紅大豆の名称は山形県川西産のものだと、どのぐらいの方々にご存じなのか、また、大豆の作付や収穫はどのぐらいふえているものか、まだまだ課題が残っているようです。

これからも「豆のあるまちかわにし」に関するイベントを継続し、さらなる特産品のPRを高め、収益を上げ、経済効果を高めていただきたいと思います。今後の展開を含め、町長の考えをお伺いいたします。

3番、人口減少について。

平成30年、町内2つの小学校統廃合が進められ、より少子化、人口減少が加速している感はありません。少子化対策として「若者の定住促進」、「子育て及び教育に対する経済的な支援」、「子供が安心して遊べる場や親子で過ごせる施設の充実」、以上の回答は、平成26年9月に行ったまちづくりアンケート調査の町民（大人）の意見と声であります。

近年、子供が行政の政策課題として登場することが多く、最近のマスメディアも子供に関する報道を多く取り上げています。ある地方紙では、地方創生に関連して、少子化克服の観点から、子供に焦点を合わせた記事もあった。特に注目を集めているのが子ども議会と子ども観光大使である。

子ども議会とは、小学校の児童を初め、中学校や高等学校などの生徒を対象にして行われる自治体の模擬議会である。子供たちが子ども議員となり、まちづくりについて検討し、もったこうしたほうがいいやこういう政策をしてほしいなど、子供目線で提案する取り組みで

ある。子供ならではの提案により、自治体にはさまざまな気づきを得られた。一方で、子供たちが模擬議会を通じて、まちづくりについてさまざまな課題をみずから考え、まちづくりや地方自治の理解を深めるという教育効果もあった。

子ども観光大使とは、子供みずから生活する地域のよさを見つけ、子供の観点から対外的に発信する取り組みである。子供たちが自分たちの地域を知ることにより、地域への愛着が増し、進学や就職の際も、自治体外に出ていっても、愛着があることにより、人生のどこかのタイミングでUターンとして戻ってくる可能性が高まる。

多くの自治体が地方版総合戦略の策定に取り組む中で、子供の意見や声をどのくらい聞いているのでしょうか。同戦略は2060年の目標人口を達成するための計画であるのならば、現在の子供たちの意向が反映される計画にしなければならない。町長のお考えを伺います。

4番、空き家適正管理について。

昨年12月に、空家対策特別措置法に基づき、県内初の特措法を適用したことは記憶に新しいが、今後増加していくことが予想される空き家の適正管理について伺います。

空き家等という言葉を聞くと、迷惑なもの、問題のあるものというイメージがあります。しかし、町内の空き家の半数は適正に管理された活用が可能な空き家だとお聞きしました。問題のある空き家などの対策を進めるのは重要ですが、活用可能な空き家などを地域資源と捉え、新しい視点やアイデアをどのように生かせるかを町長に伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農家の所得向上についてであります。農林水産物、食品の輸出に関する国の動向としましては、平成32年度までに1兆円規模に輸出額を拡大するとの目標を掲げ、その達成に向けて、平成25年に農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略を策定するとともに、オールジャパンの輸出促進の司令塔として輸出戦略実行委員会が設置され、輸出に関する各種対応が図られております。

このような取り組みによって、近年の日本における農林水産物、食品の輸出額は増加の推移をたどっており、平成28年では約7,500億円となっております。

その主な内訳としては、水産物と加工食品が合わせて約5,000億円と全体の67%を占め、次いで畜産物が約300億円、林産物が約270億円、青果物が約250億円となっております。一

方、米についてはわずか27億円で、全体の0.4%にとどまっております。

また、輸出先としては、香港、台湾、中国を初めとするアジア諸国で輸出額の約74%を占め、次いで北米が約16%、ヨーロッパが約6%となっております。

県内における主な輸出事例としては、JAや地域協議会等の取り組み主体による朝日町リンゴ、尾花沢スイカ、寒河江市サクランゴ、山形牛などがあり、いずれもアジア地域に輸出されております。課題としましては、他地域との競合や価格競争、輸送コスト、品質保持、各国防疫基準対応などが挙げられております。

本町の農産物につきましては、JAによるアジア向けの米の輸出がありますが、農家には加工用米や備蓄米との同一価格による精算方式がとられております。また、民間の事例もありますが、代金回収や売れ残りのリスクが大きく、かつ為替相場も影響し、必ずしも輸出量は拡大していないのが現状であります。

今後、本町として取り組むべき最優先課題につきましては、輸出も視野に入れたGAPの取得推進であり、食の安全リスク低減、労働安全、環境保全及び生態系維持の実践を通して、食の安全と持続可能な生産管理の実現による、国内外から選ばれる産地形成を図ることが必要不可欠であると考えております。

その上で、成熟し切った国内マーケットに比較して、世界の食市場は無限の可能性あることも事実でありますので、将来的には輸出を足がかりとした現地生産等への道筋も考慮しつつ、農家所得の向上につながる輸出のあり方について検討を重ねながら、適切な情報の取得と提供にも努めていきたいと考えております。

次に、特産品のPRについてであります。平成26年に、やまがた里の暮らし推進機構では、やまがた里の暮らし大学校まめ学部を立ち上げております。この発端は、本町総合計画アドバイザーを務めていただいている神戸国際大学経済学部の中村智彦教授の講演をきっかけに、本町で栽培されている豆を調査したところ、紅大豆以外に25種類以上のさまざまな豆が作付されていることがわかったことでもあります。

豆の持つ魅力につきましては、都市部での評価も高く、地域の名産品として発信力の強さがあることから、やまがた里の暮らし推進機構において、地域振興の素材とすべく、まめ学部を立ち上げたものであり、中村教授には学部長をお引き受けいただいております。以来、これまでの間、情報の提供と発信に努められ、豆の販路拡大、さらには、豆を通して本町の魅力を発信する事業を町と連携し展開してまいりました。

その事業内容としましては、SNSを積極的に活用したPRとともに、首都圏での移住フ

フェア等で、豆調理法のレシピ本を添えた紅大豆を配布するなどしてきたところ、その活動が注目され、NHKの全国放送やJR東日本の月刊誌など、多くのマスコミに大きく取り上げられ、「豆のあるまちかわにし」を全国に発信しております。

また、町内の店舗等から紅大豆を使ったお菓子や料理の創作、販売に協力をいただき、これらをチラシにまとめ、町内外に配布するとともに、森のマルシェの中に豆を紹介するコーナーを設けるなどし、町内外に広く「豆のあるまちかわにし」が発信され、認識を高める取り組みを行っております。

そして、昨年12月には、東京都台東区の上野桜木地内にある寺町の風情あふれる複合施設を中心に、4会場で第2回豆の展示会を開催しております。これは豆の販路拡大のみならず、豆を通して本町の魅力を発信することを目的に開催したもので、豆を初め本町特産品の試食、展示、販売のほか、郷土料理のおもてなし、わら細工の実演、体験等を行っております。本事業の告知が大手新聞にも掲載されたこともあり、今年度の来場者は、昨年度の1,700人を大幅に上回る3,900人となっております。

さらに、期間中は、周辺の10店舗で本町産の豆を使った料理をメニューに加えていただいたところ、現在も継続して注文をいただいております。米や地酒など豆以外の本町の特産品にも広がりを見せているところであります。

このように、一過性のイベントにとどまらず、持続、そして進展を念頭に入れながら実施した効果が確実にあらわれているものと認識しております。

また、兵庫県神戸市の大手食品メーカーでは、ことし2月、紅大豆を使った蒸し豆のパックを発売しておりますが、パッケージには、「山形県川西町の幻の紅大豆入り」と題した紹介文が掲載され、100万パックを目標に全国に販売されております。さらに、別の大手食品会社でも、平成29年度初旬に、本町の紅大豆を使った商品をSNSで紹介、販売する予定であり、大きな躍進の年となることを期待しているところであります。

また、紅大豆の知名度の向上に伴う生産体制につきましては、需要動向に応じた生産量の増減はあるものの、実需者に対し、良質な新豆を提供するため、単年度で販売が完了するよう体制を整えており、次年度の必要数量を調査し、栽培面積を決定しております。平成28年度の実績につきましては、平成26年度と比較して、面積では262%増の21ヘクタール、生産量では314%増の33トンとなっております。

このように、紅大豆を中心とする「豆のあるまちかわにし」のブランド名は確実に全国に浸透し、ブランド、商品の価値、知名度が高まれば高まるほど、安全・安心な品質管理、顧

客に対する信頼の確保が重要であると認識しております。今般、紅大豆ブランドの保全と推進を図るため、新たに「紅大豆」の文字のみの商標取得に向けた取り組みを進めているところであり、より一層価値観を高めていきたいと思っております。

さらに、関連するイベント開催に当たりましては、細心の注意と大胆な発想を持って取り組みを進展させ、豆に限らず米や米沢牛、アスパラガスや枝豆など、本町の他の農産物の魅力もセットで情報発信し、本町農業の振興につなげていきたいと思っております。

次に、子ども議会、子ども観光大使についてであります。人口減少対策の推進は本町にとって最重要課題であり、課題解決に向けては、次代を担う世代を初め、幅広い町民各層の意見や要望等をお聞きする機会を設定し、対応策を検討することはもとより、まちづくり活動等への参画を促すことが重要であると認識しております。

これまで本町では、昭和60年の合併30周年記念事業として、「私が町長になったら」と題した作文を募集するとともに、平成17年の町誕生50周年の記念事業の折には、川西町中学生模擬議会を開催するなど、その時々、次代を担う世代の意見等を求める機会を設定してまいりました。「ネットかわにし」を通して交流のある兵庫県川西市、奈良県川西町においても、地元の小・中学生を対象にした子ども議会が開催されております。

かわにし未来ビジョン、そして川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討に当たりましては、まちづくり委員会からの答申はもとより、20歳から80歳までの方を対象としたまちづくりアンケートの実施や、町内7地区を会場とした町長とのふれあいトークの開催、町誕生60周年記念事業の一環として開催した女性議会からの意見や提言など、町民各層の意見等をもとに町民ニーズの把握に努め、課題を洗い出し、計画に反映させてまいりました。

その中で、次代を担う世代の意見等の把握、計画の反映に向けた取り組みといたしましては、子ども議会の開催までには至らなかったものの、町誕生60周年記念事業の一環として「未来の川西町」をテーマとした作文を小学校3年生以上の小・中学生から募集し、その思いを受けとめながら検討してまいりました。なお、最優秀に選考された作品は、かわにし未来ビジョンに掲載しております。

また、ことし1月には、町長とのふれあいトークとして、初めて置賜農業高等学校の生徒との意見交換の場を設定し、日本一の高校、地域を元気にする高校になってほしいとの思いをお伝えするとともに、高校生活の状況や高校生の思いなどについて意見交換の場を設定することができました。

共創による協働のまちづくりのさらなる充実、成熟を目指す本町にとりましては、幅広い

町民等のニーズの把握、情報と課題の共有化を推進することが重要でありますので、町政の発展振興に向け、年代に応じた効果的な手法等を検討していきたいと考えております。

一方、子ども観光大使につきましては、自分の地域のよさを体験、発信し、よりよい地域づくりを目指す子供たちを育成するため、全国各地で取り組まれております。県内では、小・中学校教師や観光関係者等で組織する実行委員会が、県内全域の観光資源を学ぶやまがた子ども観光大使として平成24年度から取り組んでおられます。小学生を中心に、親子でさまざまな講座を受講し、最終的に検定に合格すると、県知事から認定証が交付されるものがあります。本町では平成25年度に、ダリヤ園を会場としたフラワーアレンジメントづくりが講座の一環として開催されております。

議員ご指摘のとおり、このような機会を通して子供たちが本町のよさに気づき、理解することで、郷土愛が生まれ、その結果として、本町の最重要課題である若者の定着、回帰につながる効果が期待できるものでありますので、今後も積極的に参画していきたいと考えております。

次に、適正な管理方法についてであります。町内には約250件の空き家があり、大きく3つに分類できると思っております。

1つ目は、空家対策特別措置法や川西町空家等の適正管理に関する条例で規定する特定空き家、いわゆる倒壊のおそれのある危険空き家であります。2つ目は、賃貸、売買が可能なもので、本町の空き家バンクに登録可能なものであります。そして、3つ目は、単に入居者がいない状態のグレーゾーンのものであります。

町では、この3つ目のグレーゾーンの空き家を有効活用し、移住・定住者へ住居として提供するため、空き家バンクの充実を図りたいと考えております。現在、空き家バンクの登録数は3件にとどまっておりますが、一方、登録情報の照会は町内外を問わずふえております。

そこで、平成29年度当初予算案に計上させていただいておりますが、国の集落支援員制度を活用し、集落定住支援員1名をまちづくり課内に配置し、空き家バンクの調査、登録、移住希望者が本町を訪れたときの空き家や町内施設の案内、そして空き家バンク情報のホームページ掲載などの業務を担当させたいと考えております。

また、空き家バンクに登録するためには、所有者等のご理解と賃貸、売買の承諾が必要不可欠でありますので、やまがた里の暮らし推進機構と連携し、登録に対する不安、疑問に答えるガイドブックも作成する予定であります。

さて、議員から、空き家を地域資源として捉えるとのことですが、空き家を単に住居と

して利用するだけでなく、店舗や事務所などビジネスの拠点として活用することも期待を寄せております。現に、地域おこし協力隊の中では、自身が居住する古民家を改造し、農家レストランの開業に向けた準備を進めている隊員もおりますし、町外からも店舗として利用できる空き家について照会をいただいております。また、移住・定住の促進策の一つとして、お試し住宅の確保も課題として捉えているところであり、適する空き家の調査検討も行っていきたいと考えております。

町といたしましては、定住・移住者向けに、修繕や清掃に対する支援制度を設けているところではありますが、起業等にかかわる国等の支援制度も紹介しながら、ビジネスとしての利活用も含め、入居希望者の意向に沿った空き家情報の収集と提供、支援に努めていきたいと考えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 改めて、本会議1日目の平成29年度施政方針並びにただいまの一般質問に対しての前向きなご答弁ありがとうございます。

まず初めに、農産品の海外への売り込みについて、私が質問した内容に対して町長の答弁になかったわけなんですけれども、できれば原田町長がトップセールスで、町の産品などのセールスで進めていただければより効果のあるものではないかなと思いますけれども、このトップセールスに関して原田町長はどのように、ご心情もあるようですが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 お答え申し上げます。

トップセールスというのは、私が動くということで商圈を開拓していくわけでありましてけれども、持っていくものが何なのかということがやっぱり一番大事になってくると思っています。

これは県のアンケートなんですけれども、東北中央自動車道が29年度に開通するわけでありましてけれども、そのアンケートを県内と県外でとられました。県のほうでこういうことがあるということで、私たちも情報提供いただいたんですが、無料でやるということを理解しているのが、県内では60%で、県外では80%の人が知らないという、福島から米沢まで無料だということが知られていないというようなことがありました。

さらに、県内で、では自信のあるものは何ですかというと、米沢牛、米、ずっと下がって

いって地酒とかワインとなるんですが、では、県外の人たちがこの山形、この置賜に何を魅力を感じますかという、1番は米沢牛、そして2番は地酒、ワイン、そして6番目、7番目に米が来るんです。ですから、我々からすると、トップセールスをするということに対して、やっぱりもっとこの置賜、川西のことを知っていただくという、海外に行くのは、それはそれですばらしいことでもありますけれども、やはり日本国内の中での周知といいますか、国内の中での地位というものを確立するということがないと、物だけが流れて、ではどんどん行きますかという、先ほどの実態のように、多くは水産物です。あと加工品です。

中国の来られている方々が、一番最初に買い物で爆発的に売れたのはミルクでした。やっぱり中国産のミルクよりはこちらでミルクを買っていくというようなことがあったわけでありまして、そういった実態を十分見ながら、川西の強みというのは何なのか、売り込むためには何が必要なのかということ課題整理する必要があるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 皆さんご存じのように、県知事の吉村知事も福島の内堀知事なんかも、吉村知事に関しては、ハワイにまで行ってつや姫のPRをしに行ったり、福島県の知事も、もう日がわりでトップセールスをした経過があつて、もし、原田町長のすてきな笑顔で、つや姫とかはえぬきをたくさん売れるようになればなという思いで質問させていただいたところでした。

次なんですけれども、農林水産省の米沢牛を新たに地理的表示、GI登録をして、高い評価が3月3日受けられたわけなんですけれども、置賜地域が一体となり、需要拡大に向け、国内外へのPRはどういうふうに考えられるか、ちょっと教えてください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 きょうの山形新聞を見させていただき、大変うれしく思ったところでございまして、やっぱり議員の皆さんからご提案いただいて、この議会が米沢牛をアピールするような場になったという意味では、川西町の姿勢を示すことができたのかなというように思います。

今月末でありますけれども、この米沢牛の銘柄推進協議会が主体になりまして、GI表示を認定されたということ、知事も含めてですけれども、関係者の皆さんに一堂に集まっていただいて、強くアピールするような機会をつくったところでございます。やっぱり生産者の努力がこういう形で報われたわけでありまして、その部分を積極的にPRして、国内はもとより世界に打って出るということになります。

この中で課題になっているのが、海外に輸出する場合に、やっぱりHACCP対応でない

とできないということもございまして、現在の米沢の食肉公社の中での施設ではH A C C P対応ができておりませんので、県外に持って行って処理していただいて、輸出に向けるというようなことになっております。そういう意味では、この銘柄産地としての力量を高めるための施設整備なども次の課題になってくるのかなど。それは、畜産公社の社長もそのような思いでいつも発言されておりますので、行政側としてどのような支援ができるかということが次の課題にはなりますけれども、生産者が安定して生産できる体制を整えていければと思います。

課題になっているのは増頭です。やはりある程度量を確保しないとシェアをとれませんので、その増頭ということが大きな課題になりますし、今、肥育をされている生産者が大変厳しい状況です。といいますのは、子牛の値段が高くて、再生産するためにかなり投資をしないといけないと。実際に、ではG Iをとって、食肉が他の産地から見ればすばらしい成績を上げているわけではありますが、肥育してもなかなか経営的には不安定な要素を抱えているというのは現状でございまして、そういった意味では、子牛生産地でありますので、子牛の生産の拡大とあわせて、肥育力が安定して、子牛が導入できるような価格帯を守っていくということがこれからの課題なのかなというふうに捉えてございまして、畜産農家を初め農家の支援を積極的にしていきたいと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。今後は町の支援をどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

この農家所得向上に関して、海外のみならず国内、まして町ではふるさと納税で返礼品として、当町ではつや姫、そしてはえぬきが返礼品のコースの中に入っているわけですが、22年連続特AをとっていましたがはえぬきがAランクに落ちたということで、一農家としても先行きちょっと不安だったりとか、今後、これから地域の農家さん、若手の農家さんに、ある程度イメージ的には少しダウンされたような考えもありますけれども、一旦Aに落ちてしまうと特Aに上がることができないものなのか、それとも、Aになっても山形県として、川西町として、そういった農家の所得向上に向けて対策があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 ただいまの質問ですが、質問項目に入っておりませんので、別途質問をしていただきたいと思います。

伊藤寿郎君。

○1番 失礼いたしました。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の「豆のあるまちかわにし」についてですけれども、最近、紅大豆を使った類似品と申しますか、「紅大豆」という表記を使った豆菓子やご飯のもとを、つい最近も福島会津若松のほうで見してきました。無断使用というか、山形県川西産という登録商標をとっているにもかかわらず、ほかの県で紅大豆の表記を見ると、余り気持ちのいいものではないということも考えていましたので、そういったルールだったりとか線引きというのはどういうふう
に考えられていますか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 今現在、紅大豆ということで商標登録とってございますのは、答弁でもありましたが、紅大豆という漢字の「紅大豆」、それから、その上に振り仮名が平仮名で振り仮名「べにだいず」とございます。そしてあと丸い豆の形、それ全体を一体的な図形というよう
なことで商標登録をしております。

ということで、今現在は、先ほどご質問にありました、どこかで紅大豆ということでの製品があったということ
でございますが、それを、私たちが今現在とっている図形としての紅大豆をあるからということで、その他産地で、よそでそういった表示をしている部分に関しまして、ちょっと注文をつけることはできない状況でございます。

そういった意味もございまして、今般、川西産の紅大豆ということでの紅大豆そのものの言葉としての商標登録を改めまして申請をしたところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

この「豆のあるまちかわにし」は、アドバイザーの中村先生をもとにプロジェクトチームという
か、プロジェクトで動かれているようでしたけれども、昨年12月の上野のイベントもしかり、2回目になります
が、集客がこんなにふえるものなのかと。たかが豆、されど豆というのが豆の実力というか、大変うれしく
思うわけですが、実際そのイベントに関して、実際東京に行かれた職員さんだったりとかスタッフの方々が、
本当に人手が足りないというふうなうれしい悲鳴も聞いておるわけですが、そのプロジェクトに対しても、
いろいろ今後課題があると思っておりますけれども、何かブーム的なものでもなく、これから第3回、
第4回とイベントが続くことを願いますけれども、残された課題の中で、今後、ここはもう一番やらな
くてはいけないというか、課題となっている一番重要性の高いところをちょっと教えていただきたいと思
います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 2つお答えします。

一つ目は、商標でありますけれども、商標、最初は赤豆で、私が就任したときに、これは豆腐屋さんから、おもしろい豆だし特色があるから、これを生かせないかということで、紅大豆研究会を立ち上げ、生産の拡大も図りました。生産の拡大を図って、これは赤豆では何かおもしろくないねということでいろいろ議論して、山形紅花ということがあるので、紅大豆というので赤豆とは違うぞというネーミングをつけたところであります。

先ほど経過をたどりましてけれども、我々が求めているのは、紅大豆を川西の町の特許にして、ほかでは使わせないよという発想ではありません。紅大豆として名前を出せるような品質をやっぱり高めていきたいと。私も寒河江でも見させていただいた寒河江での紅大豆は、白い紅大豆でした。赤くはなくて白のほうが多いような、それも紅大豆ということで売られておりましたので、そうではなくて、紅大豆のよさが十分理解いただけるような、品質向上を図るための商標登録だということをご理解賜りたいと思っております。

昨年12月、上野でオープニングさせていただきました豆の展示会、きょう出席いただいております農業委員会の会長さんがやまがた里の暮らしの理事長さんでございまして、本当に献身的に協力をいただいて、素晴らしい展示会になりました。

中村先生とお話しさせていただいているのは、最初、相談をお願いしたときには、川西は、では何が特色ですかということで、いや紅大豆、米もあるし、米沢牛もあるし、紅大豆というので新しい商品をつくりたいという相談をさせていただきました。そのときに先生が言ったのは、本家本元は米だろうと。牛だろうと。本家本元はやっぱりそこはそうなんです。でも、米の競争というのは全国でやっていますので、その中で、川西の米だけが特異なもので、ほかの産地に勝てるということはなかなか厳しいだろうと。だから紅大豆にこだわっていて、紅大豆だけでもなかなか外に広がらないと。だったら、川西では豆、どんなことをやっているのというところから、川西の豆の生産したいろいろな種類を里の暮らしで集めて、さらに15種類以上もあったと。その話が中村先生が、例えば料理屋さんに言ったり市場関係者の皆さんにそんな話をすると、豆というのは保存性がきくし、そんなに種類があるんだったら毎月、例えば1月は正月だから赤い豆、2月にはひな祭りの前だから黒い豆とか、正月は黒豆でもいいんですが、そういうふうにして月ごとにイベントを組めるよねというような話がたくさん出てきてまして、これはおもしろいというところで始まりました。

本家本元は、川西町の農産物をどうやって売り込むかということでありますが、豆という

ことを切り口にしながら事業展開をしていこうということでもあります。

今回、上野で取り組んだ内容は私も感激したんですが、あそこの上野の谷中の周辺の人たちの、生活されている方と我々が直接結びついたということです。有楽町とかいろいろところでイベントをさせていただきました。直売をしても、試食される方はたくさんいます。通過している方はたくさんいて、それはもう5,000人とか1万人ぐらい通過していくわけにありますけれども、そこで話をして、山形の川西の話ができる直接共通した空間を、時間を過ごすことができるというイベントは、今までにない取り組みだなというふうに思っております。これを次の展開にどうつなげていくのかという意味では、期間も2泊3日しかできないわけですから、これをどうやって通常ベースに持っていくのかという意味で、今、中村先生がお店屋さんを開拓したりしながら取り組んでいただいていることなども含めて、できればこの川西のイメージ、川西のブランドが上がるような取り組みが今後の課題だというふうに捉えているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

私も1月に、川西の一農家として、銀座にあります山形のアンテナショップおいしいものフェアということで、川西のPRを兼ねての販売会に行かせていただいたところ、12月の桜木であったイベントで川西を知ったという地元の東京の方が、わざわざ情報を得て、川西の農家さん、川西のものを販売に来られているという連絡をいただいて、遊びに来ましたというお客さんが、僕と話した中では5名ほどいらっしゃっていて、その12月のイベントがまた別の機会でこのようにお会いできて、つながりが持てたことに関しては、その12月のイベントは大変ありがたく思いますし、今後も続けていただきたいイベントだと思います。

一つお願いがあるんですけども、今、僕がつけている川西まめすけというバッジなんですけれども、できればこれを公式のキャラクターにさせていただきながら、全面的に老若男女、子供さんから年配の方まで愛されるキャラクターになって、もっと手短かに、豆がなくても川西にはこういうものがあると、愛されるキャラクターがあつてということを知っていただくために、公式だったりとか、このキャラクターを使用していただければという気持ちを申し上げます。

続きまして、人口減少について再質問したいと思います。

昨日町長が述べられた平成29年度施政方針の中に、移住・定住促進プロジェクトにおいては、本町における人口減少対策の課題である若者の定着を最優先に事業を展開してまいりま

す。その議論の中で、人口減少の大きな要因として、20代、30代層の減少が大きく、一層少子化を招く結果になっており、この年代層の町内定着、回帰が求められると分析されました。町内で育った若者に住みやすい環境を整備し、町に定住する仕組みづくりが求められていますと言われました。

その20代から30代の若者も、小・中学生時代から進路を決めるまでのご意見や子供目線からでのそのときの提案もあったはずだと思います。そして、今現在、その20代、30代の若者が、町に対して、遊ぶ場や交流の場が欲しい、公園が欲しいとまちづくりアンケートや意見交換会の場で声に出しております。少なからずその声を大事にしていれば、町内定着にも結びつき、Uターンしても、この町に育ててもらった、この町は夢をかなえさせてくれると思うのではないのでしょうか。その観点からも、子ども議会にならなくても、今の子供たちの声を反映すべきではないのでしょうか。

答弁のほかに、町長のお考えをお聞かせください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 分析、20代から30代の若者層の町外流出が回帰につながっていないということで、20代、30代層が薄くなるということは、当然子供の数が減ってくるという、こういうサイクルになっていますので、そのことは我々としては冷静に分析をさせていただいて、まずは外からたくさんの人たちを呼び込んで定住・移住に結びつけるということではなくて、ここに住んでいる方々がそのまま定着できるという、やっぱり住みやすさというのをやっぱりつくっていかねばいけないというふうな分析をさせていただいて、川西町は住みやすいよねということで移住に結びつくという流れをつくるのが我々の計画でございます。

ただいまいただいたように、病院周辺の開発などについてご意見をいただくと、あそこをやっぱり子供たちが集える場、もしくは若い人たちが集える場になってほしいという声もいただいております。そういったことなどもきちんと盛り込むような形で計画をつくっていかねばいけないなど。

ただ、あっちにもこっちにもあるものということでもいいのかどうかということもあります。公園ということでありましたけれども、冬のことを考えると、本当に公園だけでいいのかと。屋内施設という声にもなりますし、もっと言うと、誰がそこを活用するのかと。あったらいいなという話だけで、整備したけれども誰も来なかったということにならないような仕組みをどうつくるのか、そこら辺のところを十分分析していきたいと思っています。

パークゴルフ場の整備、今、進めておりますけれども、これもやはり若い人たちにも集え

る場面にも発展していかなければいけないというような思いをしておりますので、まどかがいろいろな意味で起爆剤になっておりますので、ああいったところと結びつけられれば、若い人たちにとっても憧れになるのかなというふうに思います。

子ども議会、中学生議会、平成17年、18年させていただきました。そのときに意見として出されたのは、中学生、高校生ですね、若い人たちが海外に行くチャンスをつくってほしいという要望をいただきました。なかなか財政的にも厳しくて実現できなかったんですが、平成22年から海外に青年を送り出すような事業もスタートさせていただいております。そういう意味では、若い人たちに魅力を感じられるような施策というの、今後とも意見をいただきながら事業化していかなければいけないというふうに思っております。

伊藤議員のおっしゃられる、提案した内容についても、十分取り入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

続きまして、4番の空き家適正化について再質問したいと思います。

ご答弁の中には、登録情報の照会は町内外を問わずふえております。また、集落定住支援員を配置するとなっております。

私が去年、身内で空き家を探している、このたびのトマト菜園に働きたいというお声をいただいた方も、県外から来られていたもので、空き家を探しているというふうな状況もあって、問い合わせしたところ、この答弁にあるように、空き家バンクの登録数は3件、実は僕も紹介されたのが去年では4件だったわけですが、この登録情報の照会は結構ふえておることですけれども、実際、電話をかけてみますと、担当所管が住民生活課内の住民生活グループ（管理）とされていまして、こちらが一つの窓口。もう一つは、まちづくり課が地域づくり推進室で、これは（バンク）となっております。

なぜこの問い合わせ先がこの2つの担当課に分かれているものなのか。そして、ホームページに関しましては、ホームページで空き家情報というところを見ますと、やまがた空き家利活用相談窓口というところにリンクして、そちらの全然違うページのほうに飛んでしまうんですね。そうすると、川西の情報、川西の空き家を知りたいというのに対して、全然違う、県で持っているホームページのほうに飛んでしまったりするのは、やはり意味がないのではないかと思います。その2点をお聞かせ願えますか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 では、ご質問を私からお答えさせていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、一言で空き家と言いましても、やはり最初にあったとおり、特措法でいう危険な家屋、さらには、一方では使えるもの、あとはその真ん中、グレーゾーンと、そういうことで、現況を申し上げますと、議員からご指摘があったとおり、危険家屋は住民生活のほうで、あと、使えるものは、空き家バンクのほうはまちづくりだと、そういう体制になっているところでございます。

ただいまご指摘ありましたとおり、なおさらこれから移住・定住促進のためには、空き家と称するものはまず利活用促進、こちら特化していく必要がございますし、さらには、答弁にもありましたとおり、ホームページ、これも大変まだ万全ではないと十分承知しておりますので、ホームページの改修とあわせて、例えばその空き家バンクのところをクリックしますと、本町の間取りであったりとか、そういうものも整備しながら、これも含めて集落の定住推進、こちらの仕事として積極的にやっていきたいと、そういう考えでございます。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ご答弁ありがとうございます。

お隣の飯豊町のホームページを見ますと、空き家バンクの物件情報が画像つきで10件ほど、家の風景というか、その画像が出てきているもので、やはり空き家バンクなり空き家を探している方に、そういったサービスというのはすごく重要だと思いますけれども、実際、今3件ご紹介できる中の、その3件は、空き家情報として画像を載せていいものかどうか、もしくは載せるこれからご予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 現況を申し上げますと、まず空き家バンクは、まずホームページ上ではなくて、あくまで文書、冊子という形で登録簿の中でご紹介しております。ただし、なおさらであります、住所の特定、番地等は明記しておらないと。それは、すなわち所有者のほうのご配慮等もでございます。

ただ、今後につきましては、やはり外観といいますか、こういう画像、写真をつけた形で、これも必要でありますし、あと一つ、ちょっと本当に課題として捉えているのは、やっぱりその地域にお住いいただくということですので、例えば自治会費とかそういうものを含めて、こちらの情報をあらかじめバンク登録のときに所有者にお聞きしながら、そういう事情も含めてお示したほうが、なおさらその後のトラブルがないと、そういうことも考えていきたく

いという状況でございます。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 その情報も含めて、町のホームページのリニューアルはことし中というか、早々になるのでしょうか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 29年度の当初予算の中で考えてございますが、29年度の中で整備を図っていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 空き家の再生推進事業というのが補助金の中であるようですけれども、この活用事業タイプというふうに分別されているようでして、この空き家の再生等の推進事業の中で、人が住んでいる空き家ではなく、例えば町でいう、お店でシャッターが閉まっているような店舗的なもので、お店を新しくお貸しできますよというふうな感じの利用ができるものかどうかというのを、僕も含めてなんですけれども、そういった制度だったり補助金というものは活用されるのでしょうか。教えてください。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 まず、今の空き家の中で、いわゆる空き店舗、そちらの活用ももちろん必要でございますし、例えばであります、今まで、先ほど照会があった中では、やはり店舗として、さらには若者が集まるようなたまり場的な、そういうものであったりギャラリーであったりとか、そういう形でできないだろうか。そういう目線では、とりわけ空き店舗でいいますと、この中心市街地の中にもあろうかと思っておりますので、場所柄的にもそういうことにも利活用できるのではないかと、そういうふうに考えてございます。

いずれにしても、所有者のほうのご事情等もあります。その中には権利関係等もありますので、それも含めて、かなり精度を高めた調査をしながらご提供をするしかないのかなという考えでございます。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

集まる町、楽しい町、挑戦する町というふうに文言がございしますが、町の皆さんが一人一

人、一つになって進む時期が今だということを改めて思います。

町長並びに当局の皆様には、前向きで真摯な答弁をありがとうございました。

以上をもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前 11時43分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の伊藤 進君は質問席にお着きください。

2番伊藤 進君。

第3順位、伊藤 進君。

(2番 伊藤 進君 登壇)

○2番 それでは、私より質問をさせていただきます。

平成25年12月に、農水省から新たな農業、農村政策として4つの改革が出されました。この中で、平成30年から米政策の見直しが行われることは既に周知のことです。

こうした中、農水省が新規事業として、加工、業務用野菜を水田転作で増産できるように、産地と実需の一体支援を行うとの報道が2017年1月29日の日本農業新聞に掲載されました。その中には、野菜生産転換促進事業を設け、2017年予算で約15億円の予算を充てたとしています。

また、本年2月22日の山形新聞第2面には、17年度県予算案内示として、農業所得目標1.3倍、園芸団地化へ推進員配置と出ています。果樹など本県農業の得意分野、園芸では、園芸大国やまがたに向けて大規模団地形成の新たな事業を始めるとして、これらにかかわる事業を進めるため、各総合支庁に園芸団地化推進員を配置し、地域の合意形成など、協力機関と連携して支援するなどの記述があります。

このように、園芸振興が進んでいく中、本町では、川西町農業再生協議会に米政策見直しに係る検討を諮問し、意見集約を行い、年度内に川西町農業振興マスタープランをとりまとめることになり、本定例会にプランが提案されました。

具体的な取り組みとしては、前回作付面積が確保され、収益性の高いアスパラガス及び枝豆の生産拡大による産地化を誘導で調整したいとの回答のとおりなのでしょうが、同僚議員が提案している野菜生産にかかわる内容は、野菜仲卸との契約栽培で、安定収量の確保のために、栽培指導と経営プランがセットになり、個別の栽培計画書が作成されるということが最大の特徴です。この仕組みは全国に点在し始めており、川西町にも強く期待が寄せられているようです。

これが農水省の新規事業とマッチングし、水田転作を進めていく上で選択肢の一つにもなるはずですが、また、農業者のセーフティネットとして機能する一つの方法でもあると思われませんが、町長の見解を伺います。

前回、園芸振興の明確な部署が必要ではないかの回答で、今後、産業振興課農業グループと6次産業化グループの連携強化による推進体制の充実、山形おきたま農業協同組合、山形県農業技術普及課との密接な連携により対応していきたいと考えておりますということでした。どのような連携強化と密接な連携を図るのか、方策を町長に伺います。

平成28年11月28日に農水省で行われた食料・農業・農村政策審議会食糧部会の中で、農業再生協議会を軸にした現場の主体的な取り組みに行政の関与を求めるなどの意見が出されています。また、農業経営安定対策の見直しで、農業共済組合の取り扱いとして、任意加入ではあるが、収入保険制度導入が進められております。米政策の一大転換となる平成30年度からの政策遂行には、平成29年度からの準備が欠かせないと言われております。

こうした中で、川西町農業振興マスタープランに沿った事業遂行などを含め、農業再生協議会に行政関与をより強く求めることになると、農業再生協議会の事務局体制をあらゆる面から強化していく必要があるのではないですか。町長の見解を伺います。

さて、スポーツ振興における施設の役割が重要であることは、私が申すまでもなく十分ご承知のことと思われまます。

町民総合体育館は、耐震検査を終えてから整備計画がなされるのか。周辺整備は、現状を考えれば早急に計画を立て整備する必要がある。特に、冬場の駐車場確保は緊急の課題で、旧埋蔵文化財資料館駐車場利用のときなど、事故につながるような事例がたびたびあったとの話があります。運転者や歩行者は注意して移動しているとはいうものの、事故につながる状況にあるのなら改善しなければならないはずですが。体育館周辺駐車場及び移動経路の早急な改善をすべきではないですか。町長の見解を伺います。

また、体育館施設の利用上の問題から、改善が必要であるとの指摘があります。特に、パ

ラリンピックなどによって障害者スポーツが広がってきていることを考えれば、耐震検査が終了しないうちは何も手つかずの状態というのではなく、利用者、関係者からの意見聴取を行い、耐震検査後に改修を行えるようにすべきではないですか。

役場庁舎建設も待ったなしであります。町民スポーツの向上とさらなる発展のため、あらゆる制度を利用し、施設の充実を図ることが重要です。町長の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終了します。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、野菜生産にかかわる取り組みについてであります。新しい野菜産地づくり支援事業に新設されました野菜生産転換促進事業につきましては、ご案内のとおり、水田地帯において、契約取引先となる実需者等と関係者で構成されるコンソーシアムを設け、産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、新たにまとまった規模の野菜産地を育成するための取り組みに対し、一体的に支援するものであります。

本事業の発端は、実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を図るに当たり、水田から野菜に転換する際の技術面や販売面の課題の解決や、供給面においては、実需者等と安定取引できる体制づくりが不可欠であることから、出荷の大ロット化、流通システムの効率化、低コスト化及び収量、品質の安定化、生産コストの低減など、国産野菜の生産流通構造を大改革しなければならないという状況が背景にあります。

このような課題を的確に捉えた事業であり、議員ご指摘の水田転作の選択肢や、有効なセーフティーネット機能としての手法であると考えられますが、事業実施に当たっては、推進体制となりますコンソーシアムをいかに構築するかが一つのポイントになります。あくまで農業者と実需者等が主体性を持って立ち上げていくことが重要でありますので、町といたしましては情報収集やそのマッチングなど、支援に努めていきたいと考えております。

次に、連携強化及び密接な連携の方策についてであります。産業振興課内のグループ間の連携強化につきましては、生産から販売までを一元的に検討するグループ戦略会議等により、横断的な推進体制を充実させ、重点推進作物誘導のほか、多品目生産及び周年出荷体制の構築に向けた対応を図ってまいります。

関係機関との密接な連携につきましては、川西町農業振興マスタープランの推進に向けた

事前合意による総合的な連携を基本とし、具体的には、山形おきたま農業協同組合とは、園芸振興に向けた補助事業導入や、園芸振興協議会運営等における連携をより強化するとともに、山形県農業技術普及課とは、水田フル活用に向けた重点推進作物への誘導を行うため、普及重点品目の指定の確認、GAPの取得推進やエコファーマー制度推進とあわせ、重点品目別プロジェクト会議において連携を図ってまいります。

次に、農業再生協議会への行政関与、事務局強化についてであります。まず、協議会は、全国的には各都道府県単位及び各市町村単位に設置されており、国の経営所得安定対策の推進及び行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や、米の需給調整の推進等を主な目的としております。

川西町農業再生協議会は、平成23年度に前身の川西町地域水田農業推進協議会の任務を継承し、現在に至っており、会員は19の関係団体の役職員で構成しております。役員につきましては、本職が会長の職を、農業委員会会長及びJA川西総括理事が副会長の職を担うほか、町職員、JA職員及び協議会事務補助員により事務局を構成し、相互連携のもと協議会の運営と業務を遂行しております。

平成30年以降の需要に応じた米生産の山形県が示す対応方針では、県や市町村に加えて、地域農業再生協議会において需給調整を推進するとしており、協議会の果たす役割はますます重要性を増すものと認識しております。

川西町農業振興マスタープランに基づく施策の遂行に当たりましては、行政と関係機関が一体となった取り組みが不可欠であり、平成30年以降の対応につきましても、行政が深くかかわっている協議会が主体となり、さらに関係機関とも連携を図りながら進めてまいります。

事務局体制につきましては、専任の人員増による体制強化は財政的に困難な状況でありますので、事務局職員の専門的な知識の向上や農業者等への適切な対応など、必要なスキルを高めていくよう努めていきたいと考えております。

次に、体育館及び周辺整備についてであります。議員ご指摘のとおり、スポーツの振興においては施設の役割が重要であると認識しております。

町民総合体育館につきましては、昭和55年8月に建設に着工した建物であり、耐震基準が昭和56年6月1日から新たな基準へと見直されたことにより、耐震診断が必要な建物に該当することになりました。このことから、町民総合体育館の耐震化を進めるため、平成29年度に耐震診断を予定したところであり、この耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強の実施設計を行い、それに基づいて耐震補強工事を実施していきたいと考えております。

町民総合体育館を利用する際の駐車場につきましては、利用者が少ない場合は町民総合体育館駐車場、農村環境改善センター駐車場で足りませんが、利用者が多い場合は、旧埋蔵文化財資料展示館駐車場もあわせて使用している状況にあります。

旧埋蔵文化財資料展示館の駐車場を利用する場合には、冬期間以外は農村環境改善センターの東側の階段を利用して町民総合体育館へ入館することができますが、冬期間は積雪により階段が利用できなくなるため、町民総合体育館前の道路を通行して入館していただいております。道路を通行する際には、交通安全に十分注意いただいております。議員ご指摘の事故につながるような事例は特にないと聞いております。今後とも、道路を通行する場合は十分注意を促していきたいと考えております。

また、議員ご指摘の早急な改善につきましては、農村環境改善センター周辺の除雪による道路の確保や町道の整備等も含め、利用者が安全に通行できるような方策について検討してまいりたいと思います。

川西町身体障害者福祉協議会からは、町に対して公共施設のバリアフリー化の要望をいただいております。町民総合体育館においては、障害者用トイレやエレベーターの設置についてのご要望をいただいております。設置について検討していきたい旨の回答をしております。このほかに、入り口への自動ドアの設置や段差解消などについても、あわせて検討が必要であると認識しております。

これらの整備につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、利用者、関係者の意見聴取を行いながら、耐震補強工事とあわせて検討していきたいと考えております。なお、施設整備に当たりましては、各種制度を活用し、施設の充実を図っていきたいと考えております。

以上、伊藤 進議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 最初の野菜生産にかかわるところですが、企業がそういった打ち出しているものというものを行政がどういうふうにするかということ、なかなか行政としてどうこうすることはできないと思うんですが、やはりこういったこともあるよというふうな生産者に対する情報提供というか、そういったことが必要ではないのかなというふうなことを思うんですが、そういった点はどうでしょうか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 本補助事業の推奨として力を入れていきたいというようなことで予算が増大となりました。要綱ではないんですが、事業の概要等をちょっと見てみますと、基本的に事

業実施主体は都道府県となるようでございます。取り組み主体が生産者や実需者等が構成するコンソーシアムということになるようでございます。

というようなことで、先ほどのご質問でもあったと思いますが、都道府県、吉村知事の声がかりというわけではないのですが、やっぱり山形県内にメガ団地、園芸のメガ団地をやっぱりつくりたいという強い意向があるようございまして、ご質問にあったとおり、各総合支庁をもとに、園芸振興推進というか、そういった人などを配置しながら、積極的に進めてまいりたいというような意向があるようでございます。

したがって、私ども市町村といたしましても、その県の考え方に歩調を合わせながら、農業者の皆さんに、このような事業があるよと。目途として10町歩程度のメガ団地をすることは、言葉では簡単ではございますが、なかなか米どころ、水田地帯の本町といたしまして、本当にやり切れるのかという課題も、現実を考えれば相当大変なことも想定されます。それを、いかに農業者の理解を得ながら産地化を図ることが必要であるというふうに思っておりますので、県ともども園芸推進ということの働きかけを強めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 確かに川西は米どころ、米中心というようなことで、なかなか大変なんですけれども、やっぱりそれプラスアルファの部分でやっぱりできるもの、できるところ、できる人がいれば、やっぱりそういったもののくみ上げていくというのも必要かと思われまますので、ぜひそういったものを情報発信しながら、団地をするのであれば団地化、今ちょうど基盤整備もなされているところもあるんですけれども、そういったところにも話をかけながら、できればそういったものも進めていくということも必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ、米プラスアルファの部分を進めていったほうがいいのかというふうに思いますので、情報提供ということで、ひとつ町民のほうにも知らせていただきたいと思います。

あと、次に、先ほど再生協議会のほうで、体制強化は財政的に困難な状況にあるということでありましたが、財政的、予算的には、県と町からの資金で運営されているのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 基本的には国・県の交付金、交付金というか推進事務費、あと町単独の予算で賄ってございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 本当に業務がだんだんふえてくるというふうな実態にはなっているのかなというふうに思うんですけども、上からそういった、これしなさいよ、あれしなさいよなんて言われながら、財政的にはどうなんですか。そういった業務量がふえたらそういうものはふえてくるのか、それとも何もなくて、ただそういう話だけでくるのか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 現状を申し上げますと、やはり、先ほどの町長答弁でもありましたが、さまざまな調査物であったり更新性の事務手続等は、年々業務量は増大しているのかなと思っております。それに伴いまして、かかる手間暇、人の手だても必要になってございますが、それらを十二分に賄えるほどの推進事務費等は、正直申し上げてちょうだいしておりません。町単でそれを補っているというような状況かなというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊藤 進君。

○2番 やはり、先ほど申し上げました国のそういった審議会の中で、行政関与を求めるなんていう話を出しているながら、末端に来ると、そういったさまざまな手当てができないというふうなことになってくるというのは、非常に言い放しで、大変なところはみんな下に押しつけられるというふうな感じも見えます。

そういったものを、やっぱりきちんと上のほうに何かの機会にやっぱり申し述べて、やっぱり何らかの手当を増額してもらおうというふうな形をとらなければ、だんだんしわ寄せが下のほうに来るなんていうように思いますので、そういった部分、どういうふうになされるかなんですが、そういったことは可能なのか、要望的なところ、県や国のほうに、財政的な支援という、どうでしょう。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 国としても、そのような事務費そのもの、事業費はそれなりに予算の獲得に努めていると思えますけれども、事務費そのものがやっぱり国としても潤沢に持っているわけではないというふうに考えられますので、筆数の面積だとか、水田面積だったり筆数の面積にある程度比例しながらの推進事務費等はいただいております。

我が町は、県内では5番目、鶴岡、酒田、山形、新庄に続いての5番目の水田面積を持っている町、市町村でございますので、それなりの事務費等はいただいておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、ふえ続けている業務量に比してはそれほど潤沢ではない、頂

戴してございませんので、それを何ぼでも上げてくれということの要望は申し上げておりますけれども、なかなかかなわない現実があるところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 現実的には難しいということでありましてけれども、やっぱりそれをきちんとした仕事をしてもらうことによって、やっぱり町民、農民が十分仕事ができるということになりますので、ぜひ諦めずにしつこく言っていただきたいと思います。

次に、体育館周辺のことでありましてけれども、町長には、事故につながることは特にないというふうな報告のようではございますけれども、町長に報告が行かない部分があるのかどうか、私はわからない、ちょっとそこら辺はわからないんですけれども、やっぱりいろいろな大会、イベント、夏場はいいんですが、冬場、どうしても駐車場が狭くて、特に土日、非常に混雑するというふうなことで、大会の種類によっては、駐車場の案内人を配置したりなんかしている大会もあるようではございますけれども、やっぱりそういった、余りにも狭くて危険だなというふうな状況も見受けられます。

私も農環センターへ行ったり体育館に行ったりしているときなど、きょうは何だ、車多いななんていうようなところだと、やっぱりどうしても駐車場が狭くて、身動きがとれないというような状況になっているときもありますので、そういったものの解消ということをやったり何とかしていただかないと危険かなと。

聞くとところによると、もう埋蔵文化財は解体して駐車場にされるようではございますけれども、駐車場にしても、やっぱり移動してくるには非常に道路横断、歩いてくるというようなことで、非常にちょっと危険だなということも考えられますので、その点を何とか解消していただければなというふうに思う次第ではございますけれども、町道、あそこに歩道設置ということについてはどうなんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先日、日曜日に農環センターで認知症フォーラムという内容、東置賜の医師会が主催されまして、講演会がございました、シンポジウムがございました。その折にも、農環センター、百四、五十人の人が参加されたわけでありましてけれども、車をとめるスペースが十分とれなくて、参加者の方にご迷惑をおかけしたなというような思いをしているところであります。さらに、体育館が使用されていれば、ますます冬の場合は駐車場のスペースが確保しにくいという状況は私も感じております。

以前ですと、体育館の軒先の部分についても、雪を押しつけてある程度の確保をしていた

わけでありませんが、屋根からの落雪によって車が損傷するような事故が発生して、冬期間は一切奥には誘導しないという状況でありますので、そういった事故につながるようなことをしないということになりますと、言ってしまうと、体育館のほうが管理できていないということ誘導できていない状況でございます、そこら辺も大きな課題というふうに捉えております。

冬期間は埋蔵文化財資料展示館の跡といいますか、あそこのスペースを活用させていただいて、できるだけ安全に駐車していただくようにはしておりますし、あそこから体育館までの部分については、交通の安全を図りながらということで、注意を促していきたいと思っております。

岡之在家高橋線という町道につきましても、地元からも踏切から東へ向かう、体育館を含め東へ向かう部分について、拡幅、歩道の設置の要望書はいただいております、町の中でもいろいろ事業化に向けて検討しているところであります。将来的には、287号のバイパス整備とこの岡之在家線が交差しますので、それに合わせた形で、水路を活用しながら、拡幅しながら、安全確保ができないかという検討作業には入っておりますが、287号のバイパス整備とどういうふうにリンクさせるかというようなところで検討はさせていただいておりますので、余り時間の置かないような形で、冬場の交通確保については十分配慮させていただきたいというふうに思っております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 本当に安全第一というようなことになりますので、検討されているということでありますから、まずぜひ早くできますようにということで要望したいと思います。

あと、体育館については、これからいろいろな耐震も含めてというようなことでなるようでありますけれども、本当に利用者の目線に立った整備をお願いしたいものだなというふうなことであります。

やはりドアが重くてあけられないというふうな小さい子供なんかもいるようなので、そういった補強工事とあわせて体育館及びその器具、機材等についても非常に充実したもので、町の体育館を利用してよかったというふうな声が聞こえるように整備をお願いしたいものだなというふうに思う次第です。

各種制度を利用した施設の充実ということですが、具体的にどういったもので充実を図られるのか、いろいろな制度があると思うんですが、一例、何かあればお聞きしたいと思います。

○議長 後藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 具体的な制度についてお答えさせていただきます。

スポーツ振興くじ助成金交付対象事業というふうなものがございます。いわゆる t o t o の制度がございます。それで、スポーツ施設整備等ということで該当するような事業がござい
ます。高齢者及び障害者のスポーツ参加促進のためのバリアフリー化を目的とした施設の
改修または改造事業というふうなものがございます。

以上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 ぜひ、そうした有効的な助成金を利用しながら、施設整備ということを進めていって
ほしいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

6番橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 それでは、午後から2番目の質問に入ります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長宛てに通告のとおり、質問をいたします。

初めに、平成29年度以降の介護保険事業についてです。

まず、今後の介護保険事業は、要支援の見直しによる総合事業の導入により、複雑化し、
わかりづらくなります。現在の要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業、新しい総合事
業で介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に分け、それぞれサービスを提供
するとあります。

介護予防・生活支援サービスでは、訪問型、通所型サービスがあり、それぞれサービスの
種類があります。介護認定を受けて、従来のサービスを受ける方はまだしも、緩和した基準
によるサービスや短期集中予防サービスでは、基本チェックリストによる選別となり、判定
は迅速になる半面、主治医等の意見の関与がなく、職員の判断となるため、平等な判断とは
ならない場合が出る可能性があるし、不服審査もないと聞きます。要介護認定申請を抑制し、
介護給付費の節約につながる安上がりなサービス提供とならないか心配になります。

また、訪問型、通所型サービスともケアマネジメントA、Bで管理され、介護予防の目標

の達成度合いを確認するとあります。体力向上や機能向上プログラムの実施により改善したとしても、介護保険利用状態から卒業させ、自立を促すことを目的にしていると思います。飛躍的な改善が余り望めない高齢者にとって、一時的には改善しても、長期的にはサービス提供を停止、休止したことによって、かえって重症化しないか心配になります。サービスから卒業させることなく、継続的にサービスを提供することが必要と思います。

通所型サービスBや一般介護予防事業では、必ずしも介護の専門家でなくともよいとされ、住民主体による自主的な通いの場などが設定されるようですが、専門知識がない場でのサービス提供は効率的でなく、万が一の場合も考え、専門的な指導は必要と考えます。

総合事業は市町村が運営するわけですから、余り複雑にせず、サービス利用者が望むサービスを受けられるように、わかりやすい運営が必要と思いますが、いかがでしょうか。現時点での総合事業の運営について質問いたします。

1つ目に、基本チェックリストのみでの対象者選定はすべきでなく、介護認定を行う必要があると考えるが、いかがでしょうか。

2つ目、各サービスを希望した場合は対応できるのでしょうか。

3つ目、高齢者の状態を改善、卒業ではなく、維持継続したケアマネジメントにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目に、無資格者やボランティア、住民主体による多様なサービスは必要であるが、あくまでも専門職員による現行サービスを基本とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、人口減少対策について質問します。

日本の人口減少の問題は、何度も指摘され、その対策で地域活性化とともに議論されております。概略については省略させていただきますが、具体的な政策の問題を挙げながら質問させていただきます。

ちなみに、日本の政治史上、人口問題を政策課題にしたのは、一昨年の地方創生法と、1941年の「産めよ殖やせよ」の人口政策確立要綱だそうです。どちらの政策も人口を1億人の目標とし、戦争というキーワードが一致しているということですが、歴史は繰り返すことのないようにしなければなりません。

前回まで、子育て支援の一環で、子供の医療費無料化、給食費の補助、無償化などの質問をしてきました。政策が徐々に浸透し、来年度に向けては、一気に子供の医療費無料化が18歳まで拡大され、給食費については、県内では徐々に広がりを見せています。全国、県での

共通政策となりつつあり、ぜひ国や県の政策として確立をしていただきたいものであります。

さて、人口減少対策として、移住・定住政策の強化促進が有効な手段の一つとして言われております。町としても空き家バンク、住宅改修補助、三世帯同居住宅改修補助など、一定の受け入れ補助制度や担当課でのさまざまなフォローがあり、評価できます。しかし、まだ応募待ちという状況のように思えます。この際、募集、PRを初め、住居、仕事、手続、生活相談などを総合的にコーディネートする移住・定住支援コーディネーターを配置し、行政の支援を一本化して、スムーズに移住・定住が進むようにしてほしいものですが、いかがでしょうか。

さらに、移住・定住もテーマを持った特徴ある進め方も必要ではないでしょうか。例えば特産物栽培のテーマや、食と健康をテーマとしたものなどが挙げられます。バックアップ体制も整えながら、大胆に進めるべきと思います。

島根県邑南町では、日本一の子育て村を標榜し、産業面では、A級グルメによるまちづくりで子供たちに食文化を残そうとしているし、農林商工等連携ビジョンでは、食と農に関する起業家として目標値を設定し、5人とし、3年目で28人が誕生しているなど、目覚ましい成果が上がっていると聞きます。さきに述べた徹底した移住・定住のケアも功を奏しています。

町として、今後の移住・定住の進め方について質問いたします。

最後に、若者を中心に地元就職が減り、都市部に急激に人口が流れています。医療、福祉関係、建設業関係では、求人を出しても応募がないと言います。特に介護関係では数年前から職員不足が顕著となり、人手不足で施設運営ができなくなっているとも言われています。

町として、現在の雇用情勢をどのように把握しているのか、また、どのような対応ができるのかを質問いたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護認定における基本チェックリスト判定についてであります。議員ご指摘のとおり、総合事業は介護予防訪問介護と介護予防通所介護が市町村事業に移行され、要支援者等の方に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者に

対して運動教室等の介護予防を行う一般介護予防事業で構成されております。

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、現行の介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを実施してまいります。

要支援者等の方がサービス利用を受けるためには、要支援者認定を受け、介護予防ケアマネジメントを利用するほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形で対象者を判定し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげることも新たに設けられたところでもあります。

これにより、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等のサービスを利用する場合には、引き続き要支援認定を受ける必要がありますが、介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合には、要支援認定を受けずに、基本チェックリストによりサービス利用が可能となります。これは、必要な介護予防や生活支援サービス利用ができるようにするためのものであり、迅速なサービス利用を可能とするものであります。

基本チェックリストの使用に当たりましては、地域包括支援センターの窓口において、相談者の目的、希望するサービス内容及びご本人の心身状態を聞き取るとともに、介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明し、特に、介護予防・生活支援サービス事業に関しては、その目的や内容、メニュー、手続等について十分な説明を行い、相談者の理解と納得をいただいた上で、基本チェックリストを記入いただくよう進めてまいります。

その中で、相談者が希望されれば、要介護認定申請を受け付けることとしておりますので、要介護認定申請を抑制するものではありません。また、対応する職員によって偏りが生じないように、相談時に用いるフローチャート式のチェック表を作成し、均一で適切な判断が行えるよう準備してまいります。

さらに、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、孤立を防ぎ、地域とのつながりを感じていただくために、75歳到達者への訪問を行い、相談や状態に合わせた支援を行う予定であります。

次に、希望したサービスの対応についてであります。要支援者等の方に対して、地域包括支援センター職員が直接面談し、生活上で困っていることや、サービスを利用しながらどのような生活を送りたいかなど、利用者の意向を十分に確認した上でケアプランを作成し、サービスを希望される方の理解と納得をいただきながら、必要なサービスにつなげてまいり

ます。もちろん専門的なサービスが必要な方につきましては、これまで同様のサービスを利用することができることとなっております。

現行の訪問型サービス、通所型サービスに加えて、ミニデイサービスや買い物、ごみ出しなど、生活支援サービスも開始予定であり、さらに筋力向上や栄養改善、口腔機能向上等のサービスを組み合わせることで選択肢が広がり、よりサービスが充実していくものと捉えております。今後、委託先の事業所等と十分な調整を行い、円滑なサービス提供が行われるよう準備してまいります。

次に、地域包括ケアマネジメントの考え方についてであります。介護保険法第4条において、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める」とされております。

これを受けて、介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ、要支援、要介護状態となっても、状態がそれ以上に悪化しないようにするために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送られるよう支援することとされております。

また、新しい総合事業におきましては、高齢者自身が地域活動に参画し、活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点も大切であります。良好な信頼関係のもと、利用者の生活上の何らかの困り事に対して、単にそれを補うサービスを当てはめるものではなく、利用者の自立支援につながる心身機能の改善に加え、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、心身機能、活動、参加を働きかけ、バランスよく支援していくことが重要とされております。

本町では、平成27年度から理学療法士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士を助言者として、要支援者のケアプランを検討する会議を開催しております。介護支援専門員等との信頼関係を構築しながら、ご本人の意欲を引き出し、できなくなったことに対する援助から自立を支援する援助となるよう目標を共有し、自立支援に向けた取り組みを行っております。利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標達成に取り組んでいただけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していきたいと考えております。

次に、住民主体の支援活動についてであります。介護予防・日常生活支援総合事業は、

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等が主体となり、多様なサービスを充実させながら、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものであります。

要支援者等につきましては、掃除や買い物などの生活の一部対応が難しくなっておりますが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は、自立している方が多い状況にあります。このような要支援者等の状態を踏まえ、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されるものであります。

また、要介護状態や要支援状態に至っていない高齢者が、地域で社会参加できる機会をふやしていくことや、元気な高齢者が生活支援のサービスの担い手となるよう、生活支援コーディネーターを中心に養成講座を開催し、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、住民主体による自主的な通いの場やサロン等に、理学療法士、接骨師、歯科衛生士、栄養士等の専門職を派遣し、介護予防の充実に努めてまいります。

次に、移住・定住支援コーディネーターの配置についてであります。本町では、平成27年度に、人口減少の克服と地方創生を目標に、川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。移住・定住はこの総合戦略の4つのプロジェクトの一つとして、平成28年度からまちづくり課に定住促進の担当職員を配置し、移住希望者の相談、都市部で開催される移住フェアへの出展、地域おこし協力隊の募集等の業務のほか、プロジェクトテーマとする川西ファンの拡大のため、交流事業を主に行ってまいりました。

しかし、現時点で、移住者にかかわる住居、仕事などの情報の集約、支援策の調査研究とその創設、体制づくり、相談窓口の一元化など、受け入れ環境の整備について、さらに充実する必要があると認識しております。そこで、その対策の一つとして、平成29年度当初予算案に計上させていただいておりますが、国の集落支援員制度を活用し、集落定住支援員1名をまちづくり課内に配置し、これまで連携してきたやまがた里の暮らし推進機構との役割分担を明確にして、体制を整え、受け皿づくりに努めていきたいと考えております。

集落定住支援員の配置目的は、議員からご提案がありましており、移住・定住の総合窓口となり、町が行う移住・定住の支援策、町、地区交流センター及びやまがた里の暮らし推進機構が実施する交流イベントなど、移住・定住にかかわる情報を集約し、ワンストップ化を図るものであります。

このほか、空き家バンクの調査、登録、移住希望者が本町を訪れたときの空き家や町施設

の案内、空き家バンクのホームページ掲載、さらにはイベント等を企画、実施し、みずから町の魅力の情報発信に努めていただく予定であります。あわせて、移住者向け、空き家の所有者向けそれぞれにガイドブックを作成、配布していきたいと考えております。

次に、テーマを持った移住・定住の促進についてであります。初めに、田舎暮らしを希望する都市部住民と地方自治体のマッチングを支援するNPO法人ふるさと回帰支援センターが、都市部住民を対象に移住したい道府県の人気を調査しておりますので、その動向について申し上げます。

ここ数年の傾向を見ますと、山梨県や長野県など、やはり都市部から比較的近く、自然豊かなところに人気が集まっております。このほか、自然災害が少ないところ、そして起業、就業に向け独自の支援策を設け、情報発信しているところなどが常にランキングの上位にあることがわかります。

また、議員からご指摘がありました島根県邑南町は、日本一の子育て村をテーマに、全国に先駆け、第2子からの保育料全額無料化や中学生までの医療費無料化など、子育て世代をターゲットにさまざまな政策を打ち出しております。その背景には、以前から過疎対策として移住・定住政策に取り組み、地域住民が移住者を積極的に受け入れていることも要因であると聞いております。

これらの動向、先進事例を踏まえ、移住・定住を促進するためには、地域の強みを強調し、テーマを絞り込み、就農、起業につなぐサポート体制を整え、そして、これらの情報を発信することが重要であると考えております。

さて、本町の場合、都市部で開催した移住フェア等で独自にアンケートを行ったところ、農業、食の安全への関心が高いことがわかりました。そこで、平成27年度から地域おこし協力隊に農業研修生を募集したところ、隊員4名を受け入れ、家族を含めると9名が本町に移住し、任期終了後の定住、就農に向け研修しております。このほかにも、本町農産物を使った新たな商品開発や農家レストラン開業等を目指しており、里山再生のための6次産業化に取り組む隊員もおります。

また、やまがた里の暮らし推進機構が、昨年12月、東京都上野で第2回豆の展示会を開催し、豆をテーマに、本町の自然や伝統、風土の魅力を発信した事業を実施したところ、3日間で3,900人が来場し、好評を博し、その前年度の第1回目に来場したお一人が本町へ移住しております。

このような状況を考慮しますと、本町の移住・定住の魅力、強みは農業や自然、風土であ

り、本町が抱える農業の担い手の確保、育成、地域の農業の維持のための人材確保という観点からも、大変重要な対策として捉えております。

地方創生の名のもと、全国自治体の誘致活動が激化している中、本町といたしましては、本町の魅力を生かし、移住・定住の促進を図るため、地域住民の皆さんや団体、事業者等からのご協力をいただき、受け入れや指導の体制を整えながら、かわにし未来ビジョン、総合戦略で掲げる移住・定住プロジェクトを着実に推進していきたいと考えております。

次に、町内の雇用情勢と対策についてであります。昨今、企業活動の活性化を受け、恒常的な人手不足が続く、ハローワーク米沢管内の有効求人倍率は上昇を続け、平成28年12月の数値では1.32倍となっており、正社員の有効求人倍率も0.93倍と高い値を示しております。しかし、町内においては、求人者数と求職者数がほぼ同数を示しているものの、就職件数が1割を下回るなど、町内企業へのマッチングがうまくいっていない状況にあります。

東南置賜管内の雇用政策を支援する置賜地区雇用対策協議会では、会員企業に向けた会員企業サポート事業や求人・求職マッチング事業、就職支援事業、そして人材確保・定着促進事業などの事業をハローワークや行政、商工団体、高等学校などと連携しながら実施し、雇用の確保と若者の定着化に取り組んでおります。しかし、協議会に加入している本町の会員企業は11社にとどまっていることから、変化の激しい雇用情報を的確に把握することが難しい状況にあります。

議員のご指摘のとおり、人材確保が困難な状況の中で、特に医療、福祉関係、建設業関係が極めて厳しい状況にあると言われて久しく、慢性的な人手不足の状況は深刻化の一途をたどっております。一方、町内企業や高等学校を訪問し、現状をお聞きすると、業種によって課題の違いが見えてまいりました。

まず、新規高卒者の志向は、給与等の待遇面や職場環境を重視する傾向にあり、また、屋外労働や重労働、困難な作業を敬遠することから、製造業を希望する人材が多くなっております。さらに、置賜管内の高等学校の土木、建築系学科の減少などもあって、建設業関係の人材確保が一層厳しくなっております。

福祉施設におきましては、資格取得支援や雇用面での改善が行われつつあり、就職者はふえているものの、より条件のよい施設へと転職する方が多く、人材確保に苦慮されているとのことであります。

一方、若者が職場に定着しないことが大きな課題となっております。せっかく就職したものの、数年で離職、転職する割合が高くなっておりますので、若者の離職対策が急務と捉え

ております。

このような中、本町では、昨年3月に川西町中小企業・小規模事業者振興条例を制定いたしました。中小企業、小規模事業者は地域経済の牽引役であり、雇用創出の源泉であることから、町の役割、中小企業、小規模事業者の努力、関係団体や教育機関の協力、そして町民の理解と協力により、中小企業、小規模事業者の振興に関する施策を展開することで、町内事業者の活性化と雇用の安定確保を図ることを目指しております。

これまで、川西町産業フェアにおける企業展や働く車展の実施、町報での企業紹介や企業訪問を通し、町内企業を広く町民に紹介する活動を展開してまいりました。今後、なお一層、置賜雇用対策協議会や教育機関と連携したキャリア教育の充実、就労情報の提供と定着支援策を実施し、企業の人材確保を支援していきたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 それでは、再質問ということでよろしく申し上げます。

大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。質問することがないような答弁だったものですから、なかなか探せなくておるんですけども、まず、介護関係ですけれども、総合事業の場合は、チェックリストによって状態を確かめながら、いろいろなサービスを提供していくということになっておるようですけども、このチェックリストというのはどのぐらいの項目があってどんな内容なのかというのは、専門的なチェックになるんでしょうか。どういうものですか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

チェックリストは厚生労働省でつくっておまして、全国一律のものでございます。中身につきましては、項目数については25項目となっております、その中の状況をお話ししますと、暮らしぶりに関するもの、それから運動機能に関するもの、それから栄養口腔機能等に関するもの、それから心の状態に関するもの、あるいは外出等についてに関するもの、このようなことで25項目の共通のリストになっております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 すると、比較的簡単な質問なのかなというふうな感じがしたんですけども、それと、簡単なもので状態をチェックできるのかなというような疑問があって、より専門的なお医者さんの診断や、そういったものが必要じゃないかなと私は思うんですけども、その点はい

かがでしょうか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 そのために、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、チェックリストを使う際のフローチャート式の、うちのほうの独自のチェック表を使っております。ここでは、今橋本議員からご指摘のように、認定審査が必要なものかどうかというものを随時チェックする方法で、例えばであります、認知症がございますかという質問をいたします。認知症的なものがあると判断すれば、すぐに認定審査のほうに受けていただくというふうなことを考えてございます。

そのほか、このチェックリストでは、食事、排せつ、入浴等々の設問項目を設けておりまして、そういったものを一つ一つお聞きをして、この方が要介護認定が必要と思われる、そういった方向でお話しをし、きちんとお医者様の主治医の意見書をいただくなりして、その方の状態を正しくチェックするというのを考えております。

それが、全てそういったものに該当しなくて、先ほどのチェックリストで行えるようなものであれば、本人のサービス利用が何をしたいのかというのをお聞きしながら、チェックリストで判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 すると、チェックリスト自体は、専門家の前の前段の予備審査というか、診断というか、そういう形に捉えていいということですね。

それでは、前段、質問がちょっと前後したんですけれども、先日、新たな制度の説明を全協の中でいただいたわけなんですけれども、実は全くわからなかったというのが私の正直な感想なんですけれども、果たして一度聞いて、私はそんなに理解力がないほうなものですから理解できなかったんですけれども、お年寄りの方が、こういった制度があります、こういったサービスがあるということを聞いても、理解できる人というのはそんなに多くないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、わかりやすく説明するというような、あったように気がしますけれども、その辺の説明というのは大丈夫なんでしょうか。フォローというか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 サービス利用に当たっては、先ほど申しましたように、介護認定が必要な方かどうかというのが重要な課題となります。ですから、ほとんどの方が窓口にいらっしゃって申請をされます。その際、先ほど町長が答弁しましたように、総合事業のメニューであっ

たり目的であったりというものをご説明を申し上げます。その上で、その方に必要なサービス、あるいはその人が求めているサービスというものをこちらからご提案をし、さらに利用者の方の理解と納得を得た上で進めてまいります。

一般的な介護をまだ必要としない方につきましては、この3月の町報に介護保険事業に関する特集記事を載せていただいて説明するというのをやりますし、随時そういったものを説明する機会を設けていきたいと思っておりますので、住民の方には丁寧に説明することを心がけて進めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 ぜひ、私もわかるような説明をお願いをしたいと思います。

次に、地域ケア会議というのが、地域包括ケアマネジメントという中で地域ケア会議というのがあるようなんですけれども、私が手に入れたこの資料は、ある九州の市の、コーディネーターに必要な資質とは、規範的統合を目指すにはというような、こういったちょっとした資料なんですけれども、これ私読みまして、実は、私は質問の中にも出したんですけれども、卒業という言葉、福祉関係の中ではお聞きになったことはもちろんあると思うんですけれども、この介護から外そうという、機能訓練をしながら日常生活に戻していきましようという表現は、大変私は立派な表現で、日常生活に戻ればなおいと私は思います。

ところが、一旦介護医療支援や介護状態になった方を日常生活に戻すという機能訓練をするという考え方が、私はちょっと理解できないというか、改善できるのかなというふうに思うんですけれども、卒業、これで卒業というのでいいのかなと私思うんですけれども、課長、どうですかね。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 ケアマネジメントにつきましては、その方の自立した生活ができるように支援をしていくという考え方でございます。したがって、卒業を目指してつくるわけではございませんので、決して卒業ということに至るといいますか、それが最も望ましいことだと思っておりますが、その方が昔のように動けるようになることはとてもよいことだと思いますが、ケアマネジメントが直接的に卒業ということを目指してつくっていくわけではないということをご理解いただければなというふうに思います。

○議長 橋本欣一君。

○6番 実は、この資料の中では、卒業を目標にするということで、目標時期も設定しながら、卒業できるものは卒業させないと、あなたはプロじゃないというような表現も随分過激に書

いてあって、これ大変なことなんだなと私は思っているんですけども、実は、いろいろ調べますと、そういった卒業できる可能性のある方を機能訓練させながら、いざ卒業という形になったというのは、実は私のデータでは2.7%ぐらいの人しかいなかったということなんです。実はほとんどの方は、卒業できないといういい方はあんまりですけども、機能がなかなか改善しない、回復しないというケースがあるわけで、ぜひ状況を見ながら、日常生活に戻れる方ならばよろしいんですけども、それを決して卒業させるんじゃなくて、機能をちゃんと見ながらケアしていただきたい、このように思います。

その辺はぜひ、いよいよ4月から始まるわけなので、これどう評価するのかというのはいずれの機会になるわけですけども、ぜひその辺もケア、十分に考えながら進めていただきたいと、このように思います。

地域の中で、住民の協力やボランティアで進めていくというケースも随分あるという、地域住民やボランティア頼みにするという面もあるようですけれども、これは単に地域の方が全員でボランティアでという形ではなくて、やっぱり何か見返りというものが、やっぱり私は必要じゃないかなと思います。以前からポイント制度、これは山形市の一般質問であったようですけれども、介護支援ボランティアポイントというのがあるんですけども、ポイント、いずれポイントが自分の介護のときに返ってくるという制度ですけども、こういったものがやっぱり必要なんじゃないかなというふうに、見返りという表現は大変悪いんですけども、有償的なものも必要ではないかなと、こう思うんですけども、そのお考えはないでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 前段のご質問、課長答えましたけれども、支えることが介護ということになるわけがありますけれども、今の情勢からいきますと、それこそ2025年以降のことも含めて考えると、支え手がなくなってしまうという状況が想定されます。そういう意味では、これから課題になるのは、例えばですけども、障害を持っていてもこの地域の中で生活されている、グループホームで生活されている方がたくさんいらっしゃいますし、介護支援サービスを受けながらも、この地域の中で支え合って生活できるような状況をつくっていくということが求められているというふうに思っております。

日曜日の講演会でも、これから700万人の認知症患者さんが出るだろうというふうに言われています。今400万人弱でありますけれども、もう700万人というのは、今10人に1人ぐらいは認知症を患っているという、そういった方々が地域の中でどうやって生活を続けられる

かということにつながるわけで、認知症になる一歩手前のところで支援をすると、認知症にならないで、その現状を維持しながら生活ができることも可能だという講演をいただいたわけで、明るい希望が感じてきたところではありますが、その障害を持っている、介護認定を受けても地域の中で支え合って生活できる仕組みをつくっていくということで取り組んでいきたいと思っております。

今いただきましたポイント制ですけれども、地域の支え合いの中で、これは何人も人のためにやるのではなくて、みずからのためにもなるんだという2つあります。

一つは、今ポイント制度のようにメリットがあったらいいんじゃないかということもありますが、家の中で何もしないでじっとしているよりは、持っている能力で支える側に回ることによって社会参加できる、そして、役割を持つことによって生きがいを持つことができる、そういう意味では、積極的な意味での介護予防、ボランティア活動が介護予防につながっていくということもあります。そういう意味で、そのことが本人にとってのメリットになるわけでありまして、あわせてポイントというような形で誘導策を考えていくということも我々も課題だというふうに捉えております。それが金銭を伴うことになるのか、それともサービスの分野で支える側にメリットが出てくるのか、そこら辺はもう少し研究させていただきたいなと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 私は、ポイント制度というのは、一つの個人的な目標として、ポイントがたまるといいねという感覚でおるものですから、一つポイントをためることが目的ではないわけですが、たまることが一つやりがいにもつながるのではないかなと、こういうふうに思いますので、他市町村なんかでも当然、当然というかやっているわけなので、それを比較しながら、ポイントをやっておるのかやっていないのかということも比較しながら、制度導入なんかもぜひ考えていただきたいなと、こう思います。

とにかく、今回からは総合事業ということで、市町村が要支援の方なんか、程度の軽い方を市町村が面倒していくという形になるわけで、余りにやっぱり複雑にせず、わかりやすいような方向に進めていただきたいと思っているんですけども、制度上いろいろな制度があって、メニューを選んでいただくということもあるんでしょうけれども、もう少し整理できないのかなと私は思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 国が示す地方創生の人口ビジョンとか過疎対策とかいろいろあるわけでありましてけれ

ども、これははっきり言えば、首都圏に人口が集まって、急激に高齢化が進んでいる東京圏の話になるわけであります。その中で、では誰が支えるのか。地域が崩壊しているような状態の中で、隣近所は誰が住んでいるのかわからないようなマンションやアパート暮らしをされている方が、どうやって、では自立した生活を続けることができるかという、それはもう切実な課題で、その介護の必要な人を、では施設に全て収容できるかといえば、施設に受け入れるだけのマンパワーも施設もないという、これがもう現実で、地方はそれをもう一步超えていますので、その中で、高齢化も進み、そして支え手も限られている中で、どうやったら地域で安心して暮らしができるかということで考えていくとするならば、施設型、もしくはサービス提供型だけではなくて、よくなる介護、支える介護だけではなくてよくなる介護という、持っている能力を少しでも維持しながら、そして社会的な役割を担い、お互いに力を合わせて取り組めるのではないかなというふうに思います。

先ほどの答弁になりますが、食事とか排せつに関しては、もう99%近く自分でできます、要支援2であっても。例えば、買い物不自由だとか掃除ができないとか、そういったところの少しのつえの役割を地域の方々に担っていただければ、自分の自宅で生活が続けられるということがあります。

秋田県のアンケートをちょっと私見て、えーっというふうに思ったんですけども、やっぱり低栄養が進んで大変だということが高齢になりますと進みます。アンケートで、低栄養の70%の方が、「食事をとっていますか」というアンケートに対して、薬を飲むために食事をとっている。何も腹に入れないで薬を飲んではいけないという思いがありますから、口に入れるものというのは1日何回かだと思えますけれども、薬を飲むために食事をとっているという、そのぐらいにぎりぎりの生活をされている方々を少しサポートすることによって自立的な生活を応援できるのではないのかなという、そのアンケート、70%近くの方がそんな答えを寄せておりましたので、やっぱり課題は複雑多岐にわたっていますので、一人一人に寄り添った形での支援というのが求められているのかなと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 いよいよ始まるわけで、ぜひわかりやすい運営、しかも利用者にとっては選びやすいサービスというものをきちんとした形で説明して、提示しながら進めて、改善がぐっとグラフが右肩上がりというのか、そういうふうなデータになればいいのかなと思いますので、ぜひ運用については慎重にしながら、十分に注意して進めていただきたいと思います。

人口減少対策につきましては、午前中、伊藤議員が詳しく質問されておりましたので、私

質問することは余りないんですけれども、私が提案したという言い方はおかしいですけれども、コーディネーターとこの集落定住支援員というのは同じものと考えていいのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 では、お答え申し上げます。

このたびご提案した集落定住支援員でございますが、まず人の成り立ちは支援でございますが、仕組みとしてはやっぱり全庁を挙げたコーディネートをする、そういうことがまず大事だと思います。すなわち、本町まちづくり課のほうで定住促進これまでやってきましたので、まちづくり課、町役場、行政が中心になってその受け皿をつくった中で、その窓口という形で人員体制として支援員を配置すると、そういう考えで考えてございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○6番 ちなみに、職員の方がなさるのでしょうか、それとも委託か何かという形にするのか、こういった形で進め、人員の配置ですけれども、こういった方を配置するのでしょうか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 お答え申し上げます。

まずは、町職員でない人間に委嘱をお願いしたいということで考えてございます。さらに申し上げますと、やっぱり移住・定住者に相談を受ける、そういうことも考えまして、その辺の、町に来たUターン者であったりとかそういう方、しかも地域、その辺の事情等もわかる人間、こちら1名をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○6番 その方というのは、例えばこういった身分になるのか。嘱託や委嘱や臨時や外部の何とか委員とかという形にするのか、こういった形にするんですか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 まず、国の集落支援員の制度もちよっと申し上げます。

こちら地域おこし協力隊と制度は同じでございますが、国の交付金、全額交付金でいただく。特別交付税でございますが、こちらいただく形にしまして、町のほうで外部の人間を委嘱すると、そういう形でございます。

地域おこし協力隊と同じように、身分は非常勤の特別職という形で、しかも1年の雇用、

1年を区切った形で委嘱を申し上げると、そういう形にして考えてございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○6番 1年を限るといふようなことですが、ぜひ継続した形で、やっぱり5年や10年単位での移住・定住を図るためのやっぱりコーディネートをしていただきたいなと思いますので、ぜひ、やはり専門職でほかのことに煩わせるという、ほかの場所というのはどんなことだと言われるんですけれども、専門にやっぱりできる方は必要ではないかなと思いますので、やはり中途半端なことをやっているとしても中途半端に終わってしまうと。専門にやっぱりかかわっていただくほうがいいんじゃないかなと、こう思います。

島根県の邑南町や海士町の事例なんかもあるので、島根県自体は随分やっぱり以前から人口減少や財政難やいろいろなことがあって、我々よりもちよっと進んでというか、過疎化が随分進むのかなということで、取り組みが早かったということなんでしょうけれども、やっぱり目立った特化したものをやってきたということが一つの功を奏しているという。ただ、日本中、それにもう特化してくるということがなかなかこれは難しい時代なものですから、ぜひいいものを地域性や、町長述べるように、農業や自然、風土、これ地域に合ったものを選んでいただきたいなと、こう思います。

もう一つ、移住・定住の際のテーマを持ったということで、町内の方が起業できないのであれば、町外の方が起業してもらっても私はいんじゃないかなという、お手伝いしてもらってもいいんじゃないかなと思うわけで、そういった専門分野を何か呼び込めるような施策、補助制度、こういったものも必要じゃないかなと思うんですけれども、例えば、私いまだに印象にあるのは、三重県の多気町にあった高校生レストランの事例なんかあるんですけれども、食をテーマにしたもので起業してもらおうとか、こういったものをぜひ呼び寄せて、町で全面的にバックアップしていくという必要じゃないかなと、こう思うんですけれども、そういったもしアイデアがあれば。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 創業、起業ということで、町内に限らず町外の人へ働きかけということでございます。

実際、実例がございます。そこにレストランを開店しましたカリスマさん。もともと生まれはこちらなのですが、よそに出られて、そこで自分の料理人としてのスキルを身につけて戻られました。その際は、町ではないのですが、県の事業、創業支援事業を通じて助成を受

けて、店舗の改造やらそういったことでの支援事業などを受けて、あとは経営的な部分でのコンサルというか、そういったアドバイスなどを受けて事業を開始なされました。

昨年度、町としても総合支援事業計画立てましたので、商工会であつたり各金融機関、創業支援事業者とともに、そういった方がいらっしゃるならば、町内外問わず、そういったところの働きかけ、支援は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 町内の方、なかなか起業するというのは難しいなという、私、マインドがもうなえているというか、そんな気がするんですけども、ぜひ外部の方、外部の方というかよその方をお呼びしながら、触発を受けてどんどんやっていくということも必要なんだろうから、移住・定住テーマにしているわけですので、交流なんかもテーマにしているわけなので、ぜひ刺激を受けるようなテーマを持った移住というものも考えてみてはいかがでしょうかと思います。

最後に、この雇用情勢なんですけれども、実は先日、隣の市の介護職の責任者の方とちょっとしゃべる機会があつたんですけども、以前から介護の職場では人手不足ということを言われておまして、書かれておるとおりなんですけれども、いよいよもうここ一、二年、募集してもいないというんですね、介護職。定年を迎えた方も何とか引きとめて施設を維持しているというような話を聞きまして、本当にこの介護の現場というのは大変なんだなというふうに身をもって聞かせてもらったんですけども、町内の介護施設の職員の状況というのはわかりますか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 現状で、1月末現在の状況でございます。

町内にある事業所で、介護職員、事務職員を除く介護職員等については268名いらっしゃいます。うち93名が町内出身の方でございます。この事業所において人員を募集しているという状況でありまして、合計で1月31日現在で28名の方を募集しておられました。その中で求人が12名あって、採用は5名ということでございましたので、議員おっしゃるとおり、まだまだ充足してはいないという状況でございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 その対応なんていうのは、町で何かできるものなんでしょうか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 対応といっても、それぞれの事業所で行っている事業でありますので、町としてこれというものはまだ持ち合わせていないという状況であります。町のほうでは、国

が行っている職員給与の改善等について、行われているかどうかのチェックをしながら、その施設の適正な運営、あるいは職員の優遇というものを確認しながらということを進めておりますが、職員採用についてこちらでというようなところについては、まだそのすべを持っていないということになります。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 介護職場等に限らないわけですが、うちの課、産業振興課のほうで資格取得、もしくはそういったスキルを高めるといった研修等に関しましての助成制度を設けております。そういったことで、その事業所、職場にマッチした資格を持つことによって、その職場での誘導化をするとか、そこで長く働き続けてもらうということの一助にしていきたいなという思いで、そういった制度を持ってございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 時間ないものですから、ぜひ高校生なり大学生なんかも帰ってこられるような、地元で定着できるような政策というのは、やっぱり本腰を入れて取り組んでいかないと、若い人たちがいない町に本当に今なっているわけなんですけれども、やっぱり若い人たちが働く姿というのは将来を見通せるなと思うわけなので、ぜひ高校生なんかの教育なんかでもぜひ取り入れながら、以前スキルアップということで、いろいろな学校教育の中でもあったようですけれども、工夫をしながら、町の企業定着というものを目指していただきたいと思います。

ありがとうございました。

もし、町長、コメントがあれば、30秒ぐらいありますから（笑）。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 広い分野からご質問いただきました。また、政策提言もいただいておりますので、議員からいただきました若者が定着できる仕組みづくりというものについては、雇用面だけではなくて住環境も含めて努力してまいりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は2時50分といたします。

(午後 2時35分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

○議長 第5順位の鈴木清左衛門君は質問席にお着きください。

4番鈴木清左衛門君。

第5順位、鈴木清左衛門君。

(4番 鈴木清左衛門君 登壇)

○4番 皆様、午後の最後でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2011年3月11日、東日本大震災において被災された方々、間もなく6年というところでございます。深く心からお見舞い申し上げます。

さて、まず初めに、インフラの整備と展開というところからスタートをさせていただきます。

①のPPP/PFI(民間資金)の活用についてというところでございます。

PPP、Public Private Partnershipの頭文字をとったもので、公民連携事業などと言われるものであります。民間が公共サービスの提供に参画する手法で、民間手法や民間のノウハウを活用し、効率化やサービスの向上を目指します。PPPでは、企画、計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっております。

また、PFI、Private Finance Initiativeは、ファイナンスという言葉が入っているように、資金調達も民が行うなど、PPPの中でも民間の関与度の高い手法と言えます。

平成11年9月に、国と地方の財政赤字が危機的な状況の中で、行政の効率化と公的財政の健全化の必要性から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)が施行され、PFIが本格的に導入されました。

PFIは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用し、従来の公共がみずから行うよりも効率的に公共サービスを提供することを目的としています。森ビルの訴訟問題や近江八幡市立総合医療センターの契約解除問題など、さまざまなステップがあり、それぞれに対応した法改正がなされ、今日に至っていると言えます。

平成11年から26年にPFI導入実績では、国・地方公共団体等で実施方針等が公表された事業が489件あります。そのうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは412件、およそ4兆5,000億円の事業規模に上り、約8,600億円のVFM、Value For Money、つまり従来の公共事業で行った場合より、そのコストが削減できたということが推

計されており、地方自治体の財政健全化に寄与しているとあります。

例としては、あの豊島区新庁舎、氷見市新庁舎、さいたま市新庁舎、流山市のスマート庁舎、清里町・大空町道路維持整備管理、女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業など、全国32件の成功事例に学べとあります。参考が、公共インフラ再生戦略2016年版よりでございます。

また、紫波町の例もでございます。資料を後ほど、添付してございますので、説明させていただきます。

このように、あらゆる方面で導入が期待できますが、さて、本町におけるPPP/PFIの取り組みについてどのような考えでおられるのか、現状と展望についてお聞きいたします。

あわせて、本町の新庁舎建設においては、基準財政需要額が財政処置されるとはいえ、かなりの負担額が残ると思われます。過疎債やほかの有利な資金対応はできないのかをお伺いいたします。

②次に、政策情報ポータルについてお伺いします。

国の政策をどのように本町の行政に反映できるかは、さまざまな情報提供やあっせんなど、言わずもがなと思われれます。既に各課、各グループにおいてもそれぞれの工夫の中で見出していることだろうと思います。

存じているかと思われれますが、国の政策情報ポータルがあるのでご紹介させていただきます。例えば、パソコンのインターネット上において、政策情報ポータル、日付の新しいもの、検索対象にチェック、キーワードから探す、キーワードを入力、公共施設の整備補助事業と、サジェスト機能、つまり検索が進むにつれてキーワードが示唆されてきます。そこで、いいかげんにしながら検索すると、関連ページがどんどん出てまいります。その中から、多分2番目に見られる、内閣府の旧体育館を総合体育館として改善することとなり云々が見られます。しかも、そこにはPPP/PFIの文字も見られます。クリックすると目の前が開けたような気分になります。そこには、第3章PPP/PFI事例集（事例編）とあります。事業分野別事例集の1番目には事務庁舎とあります。また10番目にはその他の施設（道の駅・観光施設、斎場、都市公園）などもございます。コンセッション事業の事例集もあり、いわゆる民間の運営方式についても知ることができます。

このようなポータルサイトの利用状況と展開についてお聞きいたします。

次に、質の高い行政経営の推進でございます。

①ICT活用の進捗状況について伺います。

川西町経営改革アクションプラン取り組み状況においては、総務課、健康福祉課、農地林務課、議会事務局の取り組み内容で、ICT活用の会議を検討とあります。ICT、Information and Communication Technology、すなわち情報通信技術を活用し、目的として、用紙の削減、経費の削減、業務改善などが効果目標として挙げられています。

ほかの課においては、それぞれの思惑による目標が設定されていますが、何かそこに理由があるのでしょうか。また、全庁的な情報共有も意図されておりますが、各課に統一されているのでしょうか。

望むべきは経費の削減（残業削減も含むものと思える）や事務量の軽減などさまざまであると思われます。他の市町議会においては、7割の紙文書を削減したところもあるし、山形県警もタブレット端末を持つ時代となりました。ICT活用を進め、ペーパーレス化を進めるべきではないでしょうか。そろそろ対応時期と考えますが、どうだろうか、意気込みをお聞きいたします。

②労働負担と事業の進め方についてお伺いします。

今後予想される新庁舎建設においても、労働負荷がふえることが予想されます。また、すぐに対応すべき事業も出てくることだろうと思われます。町政への過度な負担や事業の停滞があってはならないと思いますが、対応をお聞きいたします。

続きまして、観光の拠点づくりの5番目でございます。

①観光協会のあり方についてお伺いいたします。

前回の12月定例議会において私が質問した株主募集と四季報の発行のところの回答の中で、町長は野沢温泉村の観光協会の存在に触れられました。本町にも川西町観光協会があり、さまざまな事業を日夜こなしていただいております。行政としても一体となって活動しておりますし、感謝いたすところでもあります。

そこで、提言を交えながら質問させていただきます。

まず、本町の観光協会の形態は任意団体ということでよいか、確認させていただきたいと思えます。

続きまして、野沢温泉村の観光協会の形態について引用させていただきます。

観光協会としてみずから稼ぐことができるようにと、2009年6月に、まずは第3種旅行業を取得することで、会員の宿への宿泊あっせんによる手数料徴収やツアーの手配が可能になり、観光協会としての収入の道が開いた。同年12月には、役場内にあった事務所を温泉街の

ホテル跡地に移転した。中略でございますが、2014年4月1日に一般社団法人野沢温泉観光協会を設立した。一般社団法人としての新たな観光協会では、個人でも団体でも加入金（返還しなくてもいいお金）によって入会できるようにした。約300名の個人と3団体（農協、スキー場、旅館組合）がこれに加入した。同年6月には第2種旅行業を取得した。第3種旅行業を取得することによって既に着地型旅行商品を手がけるようになっていたが、これに加え、第2種を取得することで、例えば野沢温泉には隣接せず離れたところにある善光寺への日帰りツアーを組んで、宿泊客を送客することが可能になった。ただし、これらの旅行商品の販売手数料だけでは組織の運営費用を賄うことができず、現在は一つの収入手段という位置づけである。イベント収入もあるものの、こちらは持ち出しも多い。現在3人体制で2カ所の観光案内所を運営しているが、その人件費は行政からの補助金2,600万円が支出されており、パンフレット発行の費用もこの補助金によって賄われている。（SURE：Shizuoka University Repository「野沢温泉村観光ヒアリング調査報告」狩野美知子、大脇史恵より）

以上は一つの例であります。川西町観光協会がもっと前面に出てほしいと思うのは私だけでしょうか。すなわち、法人格を持つDMO、Destination Management Organization、（観光物件、自然、食、芸術、芸能、風習、風俗など、当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人）を川西町観光協会に導入すべきではないでしょうか。

そして、森のマルシェ脇にそれなりの構え（例えばアートされたプレハブ）を設置することにより、人集めの一翼を担ってもらえるのではないのでしょうか。そこに一つの観光の拠点ができるのではないのでしょうか。そして、巨大「米沢牛の里はここ」モニュメントと笑顔の子牛モニュメントを置けば、写真スポットができ上がるのではないのでしょうか。対応をお伺いいたします。

この部分につきましては、資料の説明を後ほどさせていただきます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 鈴木清左衛門議員のご質問にお答えいたします。

初めに、PPP/PFIの活用についてであります。平成27年12月議会において橋本欣一議員からのご質問にお答えしたとおり、本町では今後、庁舎整備を初め現在保有する公共

施設の整備等を計画しており、健全財政を維持しつつ、確実な事業実施を担保する財源の確保が課題となっておりますので、PPPの活用も選択肢の一つとして研究していかなければならないと考えております。

PPPにつきましては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、民間資金の効率的活用や行政の効率化等を図るものであり、本町における活用実績といたしましては、指定管理者制度の導入が挙げられます。PFIはその一類型であります。

今後の展望につきましては、昨年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、今後40年間の施設の維持管理、更新等に要する費用の推計を行ったところでありますが、財政計画上の負担見込み額を大きく上回る結果となり、財源確保が課題となっております。計画に掲げた基本方針においては、施設の設置、管理運営に当たっては指定管理者制度のほか、PPP/PFIの活用を検討することとしておりますので、それも視野に入れながら個別施設計画の策定を進めることとしております。

庁舎整備に係る過疎債や他の有利な資金対応の可能性につきましては、国は、昨年発生した熊本地震を契機に、昭和56年の新耐震基準導入以前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎の建てかえを対象とした市町村役場機能緊急保全事業を平成29年度創設いたしました。これまでの要望活動の成果と捉えており、時機を逃さず、重要課題の解決を図っていききたいと考えております。

現在、国において詳細の制度設計を検討中であり、情報収集に努めておりますが、現時点での情報によりますと、庁舎そのものに対する過疎債等、他の起債との併用は認められないとのことであります。

一方、補助制度の活用につきましては、先行事例である白鷹町において、庁舎を含めた複合施設の建設計画では、木材を使用することから、林野庁の補助制度の活用を見込んでいくように、建築部材の購入に係る補助制度の活用は可能との確認がとれております。

本町では、ことし2月に庁内検討会議を設置し、庁舎整備の具体化に向けた検討を開始したところであり、メディカルタウン構想の具現化等の大型事業、そして公共施設等の維持管理、更新等に要する財源の確保が課題となっておりますので、国・県初め先行事例等の情報収集に努めながら、有利な財源の確保、また効率的な維持管理、施設の整備手法等の検討を行っていききたいと考えております。

次に、政策情報ポータルについてであります。各種施策の推進に向けましては、国・県

を初め先進事例の情報収集等を行い、確実な情報をもとに検討を行う必要がございます。このため、職員1人1台のパソコンを配置し、必要な情報をいつでも収集できる環境を整えておりますので、各担当者がそれぞれにパソコン等を活用して情報収集に努めているものと認識しております。

一方、国からは、自治体情報システムのセキュリティー強化が求められております。マイナンバー制度への対応に係る県セキュリティークラウドの運用が本年7月から開始されることに伴い、庁内ネットワークの変更が求められております。とりわけ、インターネット接続系ネットワークと他のネットワークとの完全分離が求められており、このことにより、これまで職員個々のパソコンでインターネットに接続できたものが、対策後は専用の端末でのみ接続が可能となるなど、執務環境の大きな変化が見込まれております。

また、職員に対しては、国・県等の情報が開示されるまで一定の時間を要することもあり、ICTの活用にとどまらず、国・県等の担当者との面談の機会を設け、事業や制度の仕組みはもとより、その目指す方向性等を理解した上で、各種施策の検討に当たるよう指示をしているところであります。

さきのご質問にお答えした市町村役場機能緊急保全事業の概要につきましても、先般公務で上京の折、制度設計を担当している総務省担当者と面談の機会を設定し、聞き取りした内容であります。なお、その際には、町の現状と課題等の説明を申し上げ、現場の実態を踏まえた制度設計がなされるよう要望してまいりました。

現在、本町では、かわにし未来ビジョン、そして総合戦略に掲げた主要プロジェクトの具現化に向けて各種施策を推進しております。その中には、庁舎整備等、事業期間が定められているものもあり、限定された時間の中で適時的確な対応が求められてまいります。

今後、インターネット接続に対する執務環境の変化等が見込まれる中にありますが、ご紹介をいただいた政策情報ポータル等を活用し、確実な情報収集に努め、施策を推進していきたいと考えております。

次に、ICT活用の進捗状況についてであります。ICT活用による会議の検討につきましては、川西町経営改革プランアクションプランの質の高い行政経営の推進における業務改善の推進の取り組みとして、総務課を中心に全課を網羅しながら取り組んでいる内容であります。紙資料の会議から、タブレット端末持ち込みの会議にシフトすることにより、用紙の消費量削減を目指しているものであります。

そのため、日常的な資料の作成、配付、管理等の事務処理について、ルール化、共有化を

進めるとともに、これまで作成してきた膨大な行政文書等の電子化など適切な管理を進め、業務の効率化を図っていく必要があると認識しております。

経営改革プランの取り組みは、最終的には全課対象となるものでありますが、タブレット端末の利用可能性について検証する観点から、当初、健康福祉課、農地林務課、議会事務局等を掲げたものであります。

I C T活用を進めていくには、文書取り扱いルールの整備のほかにも、庁内無線L A N環境の整備や情報セキュリティ対策等のさまざまな課題があり、引き続き先進事例の情報収集を進め、その効果と投資的コストのバランスを意識しながら、I C T活用に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次に、労働負担と事業の進め方についてであります。現在、町では、かわにし未来ビジョン及び川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各プロジェクトの進展に取り組んでおり、未来ビジョンで喫緊の課題と位置づけた庁舎整備について、平成32年度の工事完成を目指し、検討作業に着手したものであります。

鈴木幸廣議員のご質問でもお答えしましたが、庁舎整備や公立置賜総合病院周辺整備に関しては、限られた期間において多くの業務量が見込まれておりますので、所管部署や庁内プロジェクトチームを設置するとともに、事業の進捗状況に応じた体制整備を行うことにより、労働負担を調整しながら着実な事業推進を図っていききたいと考えております。

議員ご指摘の過度な負担や事業の停滞につきましては、現在、経営改革プランにおいて質の高い行政経営の推進を掲げ、業務改善の推進、民間活力の導入、組織、定員の適正管理等にに取り組んでおりますので、継続して効率的な行政運営を目指してまいります。施政方針でも述べましたとおり、事業の選択と集中化をこれまで以上に図る必要がありますので、町民の理解を十分得ながら、住民サービス等の停滞が生じないように進めてまいります。

次に、観光協会のあり方についてであります。川西町観光協会は、昭和36年、川西ダリヤ園の売店を運営するため発足した任意団体の組織で、現在は、「川西町における観光事業の振興を図り、もって産業の伸長と社会文化の発展に寄与することを目的とする」と定款に定めております。

会員は、観光、文化、産業の振興に賛同する者とし、現在、個人会員85名、法人及び団体会員56口、自治会会員154自治会から会費をいただいているほか、自治会未加入世帯87戸からも協賛金をいただいております。協会はこれらの会費等のほか、町からの補助金、業務受諾料などを主な財源として運営されております。

また、組織体制は、産業界や7地区、地域づくり団体などから選出された24名による理事会制をしき、事務局は専務理事1名、専任の事務局員1名を常時配置するとともに、産業振興課長が事務局長、商工観光グループの職員が事務局員を兼務しております。

今年度の主な事業活動であります。イベント開催と誘客宣伝においては、主催事業としてのダリヤ球根の直売会や、かわにし秋まつり、切り花収穫体験、初日の出ハイキングなどに取り組んでおります。また、共催、協力イベントとして、やまがた花回廊キャンペーン、マウンテンバイク大会や町中ウオーク、ハーブガーデンフェア、かわにし夏まつり、地酒と黒べこまつり、東北ダリヤ名花展などの参加、協力等を行っております。このほか、町内で開催される多くのイベントに対し協賛、後援を行っているほか、エージェント訪問、マスメディアでの広報宣伝、ホームページによるPR、観光ボランティアの育成支援、広域連携による誘客宣伝、外国人観光客の受け入れなどに取り組んでおります。

売店営業、物産振興においては、川西ダリヤ園の開園期間中、園内の売店及び茶屋の営業や、各種イベント開催時に臨時売店の出店を行っているほか、物産振興では、物産展の開催、町外物産展への出店、クリスタルダリヤやダリヤブローチの販売などを行っております。

日本全体で人口減少が進み、地域経済の停滞が危惧される中、国は力強い経済を取り戻すため、観光を重要分野として位置づけており、町は産業と交流を融合させて地域を元気にする観光振興策と推進体制について再検討することが必要となっております。

本町観光の現状を見れば、町内には大きな温泉施設やレジャー施設がなく、また名所、史跡、歴史建造物なども少ないことから、産業としての観光事業、特に民間レベルの動きがほとんどない状況にあり、川西ダリヤ園や浴浴センターまどかなど、町で整備した施設を町の観光シンボルとして広くPRし、誘客を図ってまいりました。

町内の観光産業を発展させ、多くの来訪者や交流人口を拡大させるには、地域内の観光資源の充実と、そこに参画する町民の理解、そして、それをマネジメントする組織を強化することが欠かせず、来訪者の満足度を向上させ、リピーターや川西ファンをいかに拡大させるかが鍵となりますが、鈴木議員がご提案されたDMOの導入もそれらを具現化させる大きな手法と思われまます。

しかしながら、前段で申し上げましたとおり、現在、本町には観光にかかわる事業者や団体が少ないこと、また、DMOの設立母体となるべき町観光協会は、財政基盤を初め組織自体の独立性が弱いことなど、立ち上げるためには課題があり、時間を要するものと思っております。

本町観光協会の今後のあり方につきましては、これらの課題を整理し、町民所得の向上につながる新しい観光のあり方を模索してまいりたいと思っております。当面は、DMOの活動内容や組織化手法について、先進事例等の調査研究を継続していきたいと考えております。

以上、鈴木清左衛門議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 ただいま、細部にわたりましてありがとうございます。

まず、順番にまいります。このPPP/PFIの関連でございます。

白鷹町が、内容もそうなんですけれども、ホールがそうなんですけれども、林野庁の補助事業制度の活用を見込んでいるということでございます。それを、仮にですけれども活用した場合、その補助事業を活用した場合、どのぐらいの補助が受けられるのか教えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 白鷹町におけますその林野庁の補助金の額というふうなところまでの詳細なデータは、ちょっと今、大変申しわけございませんが、持ち合わせておりませんが、過日の新聞報道によりますと、それら補助金、そしてまた起債等含めて、実際の事業費全体の自分で負担する部分の割合としては、白鷹町は60%が自前というふうな試算を今行っているようでございます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 この林野庁が出しているものは、あくまで木を使うということだろうと思っております。それで、先ほど申し上げましたけれども、後ろのところに私が資料としてつけておいたものがございますので、ごらんいただきたいと思います。

そのうちの1番の資料が、これは岩手県の紫波町の資料でございます。これがPFIのBTOというものを使って行ったというような内容の事業になったということでございます。

時間の関係もありますから、るる申し上げますが、このValue For Moneyですね、事業費が34億円で、いわゆるどのぐらいの、いわゆるこのPFI方式を使ったことによってどのぐらい節約できたかといいますと、その金額といたしまして6%という数字がこちらで読み取ることができると思っております。

ですから、これが多いか少ないかということは当然ありますけれども、確かにこれを利用することによって、先ほど本文でも述べておりますとおり、かなりの金額を期待することができるだろうという一つのあかしになろうかというふうに思います。

その下のところ、一番下のところにスケジュールということが出てございます。平成23年8月から始まりまして、その前段が当然あると思いますけれども、27年4月に開庁ということで、やはりおおむねこれも4年程度というような流れの中でよくやったものだなというふうに率直な感想でございまして、こういったことがあるということがございましたものですから、一つご存じだと思いますけれども、参考ということで、その次のページになりますけれども、写真出ておりまして、これがちょっとなかなかわかりづらい写真なんですけれども、3階建てのようです。それで、ずっと横に長くて、それをどのぐらいあるんだろうということで見たい場合は、参考URLが下に張りついておりますから、そこをクリックしますと、さまざまな各階に何が入っているとかさまざま出てまいりますので、暇なときにも、参考にされて見ていただければなというふうに思いましたので、ここに出させていただきました。

そういったことで、今回のこのPFIがさまざまな場面で活躍できるだろうということで、かなりの期待を込めまして質問させていただきました。

続きまして、これがいわゆる政策情報ポータルというところでございます。これも大分以前に私見つけまして、たまに見たりしておったところでございます。

政府がさまざまな事業を行った過去のもの、それからこれからはもしかしたらやる、もしかしたらと決定したものですけれども、それが見ることができるということで、特に緊急性の高いものについては、例えば年度の12月あたりですか、その辺にばばばといろいろ出てまいりまして、それから年明け、年度前の1月、2月あたりに、よくどさくさで出てくるようなものがございます。

ですから、これを見るということが、いかにいわゆる地方に住む我々にとって影響を及ぼすかという意味においては、かなりのものをこれは持っているのではないかというふうに思われます。

ですから、我々議員も見べきだと思いますし、どうぞご活用いただきたいというふうに思ったところでありますが、このマイナンバー制度が県のほうで運用が始まると、セキュリティーがうるさくなって分離するということがございました。

まず、1番目、メールのやりとりも外とはできなくなるという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 政策情報ポータルサイトについて、取り入れて運用していくということについて、ま

ち課長から説明をさせますが、その前に、前段で、紫波町の件をちょっと触れさせていただきたいと思います。

紫波町は用地がもう確保されていて、すぐ建設に入れるという、その部分がありまして、本町の場合、用地選定、もしくは新たな場所に建てるとなったときの農地の転用とか、そういった一般手続なども含めると、かなり厳しい状況です。用地が用意されているところから用意ドンではありませんので、そういう意味で、PFI／PPPも含めてになるわけですが、民間事業者のノウハウなども当然取り入れながら、事業の圧縮といいますか期間の圧縮、財政的な圧縮だけではなくて、期間をどれだけ圧縮できるかという関係からすると、PFIの導入なども含めて検討課題ではないのかなと、そんな思いでいるところでございます。

先日、東根の市長さんと一緒に会議がありまして、東根市では小学校の建設、給食センターの建設、あと消防署の建設、さらにはことし、28年度オープンした図書館の建設、これはPFIの手法でやったということで、PFIを進めていくにおいてはかなり職員の事務作業が煩雑で、それこそ担当3人をつけながらやったと。それでもかなり時間的には厳しかったということですが、そのマスターした職員を紹介していただいて、東根の事例を参考にしてどうぞ使ってくださいというふうにいただきましたので、近々に東根へお邪魔しながら、情報収集などに取り組んでいきたいと思っております。

政策サイトについては、まち課長から説明をさせます。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 では、自治体の情報システムのセキュリティー関係のご説明を申し上げます。

まず、現状と、その後の形を申し上げます。

このたびのマイナンバー制度によりまして、現状は役場職員1人1台のパソコンの中で、インターネット、さらには国とか県の行政間のネットももちろん、さらには役場の中の職員間のイントラネットといいまして、すなわち役場のほうで職員に向ける通知文であったり情報等、さらには会議の案内、それと出席の確認等が行われているような、そういう状況でございます。

ただ、このたびのマイナンバー制度で、とりわけセキュリティー対策が万全を期すと、そういうことで、県を含めまして全体の中で、今後は、今1台で全て賄えるものが、今度は行政間だけのネット環境、これを基本にしましょうと。言いかえますと、一般の検索エンジン

等を使ったネット環境、これは別のパソコンであつたりシステムを使ってくださいと、そういう形になります。結果的に、具体的に言いますと、パソコンが2台必要になってくるような、そういうイメージでございます。

結果、今回ご指摘、議員からあつたとおり、いろいろなネット環境を通しまして情報収集する、これが一手間、二手間、若干障害となってくると、そういう状況に変わってくるということでございます。

以上です。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 インターネットはわかりますけれども、メールもだめだということによろしいですか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 メール関係も、行政間はもちろんメールは大丈夫でございますが、例えば民間のネットであつたり、あとはいわゆるYahooとかそういうもの、こちら等は別の流れで入手する必要が出てくると、そういう状況に変わってございます。

以上です。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 そこで、その次のICTのところに出てまいりましたけれども、タブレットを利用するというので、質の高い行政経営の推進という流れをつくっていかうとしたということでございます。今ご説明ありましたとおり、もう一方の何か必要になってくるということは当然でございます。

私、インターネットがなければなかなか生きていけないぐらい息苦しい生活をしておりますものですから、これは多分いろいろな意味で必要だろうと。その質の高いところでうたっておりますとおり、タブレットを多分、先ほど県警の例を出しましたけれども、タブレットを持つ時代になったのではないかと。いわゆる守らなくてはならない情報がいっぱいあるわけですから、それらとは切り離してやるためには、やっぱりそういう形で分離した、しかし情報は欲しいわけですから、それを進めていくためには、手っ取り早いのはやっぱりタブレットかなというような、いろいろな考えできると思いますけれども、ここは時間ありませんから、そのような方向づけがよいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 お答えを申し上げます。

経営改革プランでも記載しておりましたように、タブレットの必要性についての課題化はさせていただきます。ただ、現状として、調査研究の段階にまだあるということですが、ご指摘の要件としては必要不可欠なものとなっていると考えております。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 多分世の中というのが、文化の中に文明があるというふうな言葉があったと思うんですけども、多分静かにいつの間にか変わっていく流れが多分あるんだろうと。タブレットが一つの必須のアイテムになってくるという時代がもう目の前にあるのではないかというふうに思ったものですから質問させていただきました。

それで、そのペーパーレスという部分でございますけれども、例えばペーパーレスを進めていくことによって、さまざまな改善、合理的な改善ができるということでご回答もいただきました。

それで、例えば、ペーパーレスの最大のものでございますけれども、貨幣でございます。2006年の貨幣がどのぐらいあるかといいますと473兆ドル、いわゆる4京7,300億円が貨幣としてあって、それで硬貨と紙幣の割合としては、47兆ドルですから4,700億円というような数字で、まさにこれがそもそもなんですけれども、あとは400兆ドルはサーバーの中にあるわけですから、いわゆるペーパーレスの最先端を行っているのがお金だろうというように見ることができますし、そういう流れに多分あるんだろうというふうに思われますので、ぜひ、進めたいということになります。そのICTの活用というのをこちらで挙げておられますが、目標年度といいますか、大体いつぐらいまで、なかなか難しいかもしれませんが、大体おおむねどれぐらいというような捉え方で目標年度をつくっておられるか。

○議長 遠藤総務課長。

○総務課長 経営改革プラン自体につきましては平成31年度までの計画となっております。

しかし、ただいま、先ほど申したように、現実には諸所の課題がございますので、目標年次までに達成するという事はやや困難な状況にあるというふうには認識しております。しかし、その5年間の中で研究調査を進めることは可能でございますので、それを受けながら、機器の導入に向けた対応といいますか、考え方の整理を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 なかなか本当にお金もかかりますし、さまざまな問題が山積みでございますから、そこまで手がかからない。その前に庁内の仕組みをつくらなくてはならないわけですから、そ

ういった意味ではなかなか大変だろうなというふうに思います。

ここで、選択の自由、事業の選択と集中ということがなお一層出てくるというお話でございました。すぐやるべき事業が多分出てくる、突然突発的に出てくるだろうということがあるものですから、それをきちんとその部分が選択してもらえそうな仕組みもそこに欲しいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 IT化、情報のテクノロジーを活用して事務効率を図っていくというのは、もうこれは民間であろうが公的機関であろうが、その流れには沿っていかなければいけないというふうに思います。

役場庁舎の改築の中でも出ているんですが、その中で出ているのは、役場組織のあり方、もしくは会議の持ち方もそうですけれども、文書管理の仕方、こういったものなどについても、みんなが紙ベースでいっぱいいっぱい持っていれば、スペースは足りなくてしょうがないという話になるわけですから、文書管理システムなどの改善なども当然図っていかねばならないというふうに思っております。

そういう意味で、ただ単に新しい建物を建てて、入れ物が変われば仕組みが変わるというわけにはいきませんので、前段の仕組み、組織運営のあり方、会議の持ち方、そして文書管理のシステム化、こういったものについて同時並行して事業化していかねばいけないなというふうに思っております。

また、緊急の課題ということについては、当然取り入れなければならないわけでありまして、一番緊急の場合は、災害が発生したときどうするんだということになるわけですから、事業を取捨選択という意味で言っているのは、新しい事業を進めるためには、さまざまな事業の終期というのをきちんと決めながら、目標を決めながら、補助事業もそうでありますけれども、ある程度の期間で補助事業については終期を明示させていただきながら、そして新たな事業に対しては芽出しをしていくというような、そんなめり張りがやっぱり必要だろうという意味での選択と集中でありますので、何も町民の要望を聞きませんということではなくて、時代に合った事業の選択をさせていただきたいという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 安心しました。

それで、次の質問にまいります。

観光の拠点づくりのほうでございますけれども、産業振興課長が事務局長、これは観光協会の方ですね。商工観光グループの職員の方が事務局員を兼務しておりますということでございますが、これはおおむねどのぐらいの時間を要しているのかなんて、なかなか捉えどころのない話だと思うんですけれども、ご負担はいかがなものだったかをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 26年7月から専務理事を配置をいたしました。それ以前は、専任職員は事務局主査ということで1人しか配置をしておりませんでした。加えまして、事務所も独立した事務所ではなくて、私ども産業振興課内の商工観光グループのブロックというか島というか、その一角に配置をしておりまして、当時は産業振興課の観光主査以下主事なりも事務局員を兼任しておりましたので、どこまでが役場の仕事で、どこまでが観光協会の仕事なのかという明確な区分けそのものも、正直申し上げて区分分けせずに、みんなで一緒くたになって、役場の事業であるのか観光協会の事業であるのかは別としながら、まず物事に取り組んでおりました。

先ほど26年と申し上げて、ごめんなさい、27年7月からでございます。

そんな状況でございましたが、昨年7月から独立した事務所を設け、専務理事も配置して、別建ての一応形態となりました。

負担は何がどのようなことかということでございますが、私、事務局長そのものとしては、そんなに、決裁等はございますけれども、そんなに協会の事務局長を兼務していることから、本来の産業振興課長としての業務に支障があるというようなことではございませんけれども、やはりオンシーズンのときのさまざま土日、休日等の対応であったり、さまざまなイベントの関係であったりということには、それなりに顔を出したりということでは、若干の負担が生じる場合もあるかなと思っております。実質はやっぱり主幹、主査、主事等がやっぱり観光協会そのものの働き手がないので、その兼務しているという部分の中で、かなり汗をかいているというのが実態かなというふうに認識をしております。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 その観光協会とそれを取り巻くといいますか、その実態が少しずつ明らかになってきたのではないかとこのように思います。非常に大変な思いをされているのではないかと。

先般、ダリヤ園の管理で、霜が降るころになりますと、朝3時起きをして、水かけをしなければならぬとかさまざまなことも、そのいわゆる観光協会の仕事の一部として職員が出

てやったりするというような状況もあるようでございます。なかなかご苦労されているような状況がよく見えてきたというところでございますので、今後はひとつ、さまざまなことが考えられますけれども、その辺をきちんと捉えた対応を、先ほど来、鈴木幸廣議員からもありましたけれども、職員の労働時間に対する対価もありますけれども、拘束という部分においてはなかなかご負担をかけているのではないかとこの部分があるかと思っておりますので、今回そういう形で出てまいりましたので、対応をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ちょっと観光協会と町の事業と、ちょっと入り乱れているものですから、整理しなければいけないと思うんですが、観光協会がダリヤ園を運営しているわけではございません。売店は運営しておりますが、あのダリヤ園自体は町の直営でございますので、産業振興課の職員がその管理については責任を持っているということで、そこで主任とか職員の方が働いていただいているという関係でございますので、内谷君が行くということは、観光協会の職員として、事務局員として行っているわけではなくて、町職員として維持管理に努めているということをご理解いただきたいと思います。

働き方について、過重になっているのではないかとこのことではございますが、今回パークゴルフ場の整備を進めておりますし、さらにはダリヤ園の管理運営のあり方などについても、町直営で今まで進めてきましたけれども、これについても管理運営、さらに観光誘客を図る意味では、民間の皆さんのお力もおかりしたほうがいいのではないかとこの観点で、指定管理者の導入ができないかどうか、こういったことなどについても検討しているところでございまして、施設の管理運営が観光協会となってしまうと、観光協会の業務というのはもっと違って、先ほどの旅行業法にのっとった形で誘客をしたり、さらに旅行の商品を開発したりとかという、そういった業務が我々としては期待するわけでありまして、施設の管理ではなくて、やっぱり観光行政というものを担っていただけるような組織運営を期待しているところでありまして、トータルの意味では、庁内にあるさまざまな組織をどういうふうにしてすみ分けといいますか、協力体制をつくっていけるのかなという大きな視点でも議論をさせていただきたいなと思っておりますので、そういう意味では、DMOなどについても、民間の皆さんのお力をおかりしながら進められれば、我々としてもありがたいなというふうに思っております。

鈴木課長から何か補足。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 ありがとうございます。

これが、続きまして、観光協会に戻りますけれども、町は産業と交流を融合させて地域を元気にする観光振興策と推進体制について再検討するということがありました。一部今、多分町長がお触れになった部分だと思いますけれども、まず、産業と交流を融合させという部分ですけれども、これはどういうふうに取り取ればよろしいのでしょうか。お伺いします。

○議長 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長 やっぱり、答弁にもありましたが、観光素材そのものは、正直申し上げて若干貧弱かなと思っております。ただ、既存のというか、磨き上げていない素材、磨けばもしかしたら観光素材になるというものもないわけではないというふうに思っております。

その場合に、やっぱり交流というか人の動き、人の流れ、それがなければ、やはり観光というのはそれを目指しているわけですから、人の流れとともに金の流れも動くということを目指して、地域の活性化、経済の活性化ということを目指してまいりたいというふうに思っておりますので、そういったことに寄与するような形の観光協会に生まれ変わることを、ご質問にもありましたとおり目指していきたいという考えでございます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 ありがとうございます。

着々とといいますか、非常に安心したわけでございますけれども、資料として添付してございました一番後ろのこの鷺でございます。鷺の写真、カラーにいただきました。本当にありがとうございます。白黒だとなかなかよくわからないものですから。

これ、先ごろ私、ちょっとずるいたしまして、ランカウイ島に行ってまいりました。マレーシアの地図でいうと左側にある島なんですけれども、その島のいわゆるランドマークでございます。これが巨大な鷺でございます。ちょっと人が下のほうに写っていますけれども、こんな感じで、ランカウイ島というその島は、鷺と大理石の島という意味だそうでございます。だものですから、これ1987年ぐらいから、この島が自由貿易指定とかさまざまな意味で観光地化を進めるという政策のもと、国の予算も大分入ったんでしょうけれども、そういったものでつくられているというものだと思います。

このモニュメント、巨大鷺のモニュメントなんですけれども、ここには人がもちろん集まります。夜だというのに、私行ったのが大体9時半ぐらいだったんですけれども、かなり人が出ておりまして、6万5,000人ぐらいの島でございます。住民の数が6万5,000人ぐらいの

島なんですけれども、観光してくる方が非常に多くて、何万人という数があるんですけども、そういった意味でここに集まってまいります。

それで、ここに質問してございましたが、「米沢牛の里はここ」というものはどういうふうに思われますかということでございます。「牛の里はここ」先ほど来、ネクタイも締めていただいたり、大変非常に、山新にも出たりして、うれしい牛の里ができ上がったなというふうに思うんですけども、このモニュメントを森のマルシェのところにつくって、その周りに3頭ぐらいの子牛のモニュメントも置いておいて、さわると水が出たり、おしっこしたり、鳴いたり、そういうものがあれば写真スポットになるということでございます。

それで、農業革命、1万年ぐらい前に農業革命が起きて、8,000年前ぐらいに馬を飼ったと。馬が飼われて、その馬を、だんだん神様が出てくるので、馬の奉納をしたということで、だんだん今になっていったというような状況があります。

ここに絵牛を納めるところなどを置いて、森のマルシェで販売することによって、売り上げがさらに伸びたり、絵牛です、ですから、絵牛をつくる人ももちろんこの町にいるという形になって、さまざまな木材の間伐材の利用もできるなどと、さまざまな展開ができるだろうというふうに思っておりますので、一つの参考の例でございますけれども、ばかにしないで見ていただければありがたいなと。私もランカウイ島に行ったかがあるというものでございますから、そういった意味でぜひ考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私も以前から、米沢牛の里としてふさわしいようなモニュメントが欲しいなという思いがあります。米沢駅にもあります。金剛閣にもありますし、さらにはめざみの里にもあって、やはりダリヤ園周辺とかマルシェということもありましたけれども、黒べこの里というようなものがイメージできるようなモニュメントがあればなというように思います。

それ、いろいろいただいたこの場所も含めてでありますけれども、事業の選択と集中の中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 そういうことございまして、「夕やみのせまる田に入り稔りたる 稲の根本に鎌をあてがふ」これは天皇陛下が15年に詠んでおります。どうぞよろしく、変化することをよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○議長 鈴木清左衛門君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長 以上で本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまです。

(午後 3時52分)